

中野区介護保険の運営状況（平成23年度）

平成24年10月

中野区区民サービス管理部介護保険担当

目 次

1	中野区の人口構成	1
2	被保険者	2
3	要介護認定・要支援認定	5
4	介護保険のサービス	11
5	地域支援事業	26
6	介護保険料	34
7	介護サービスの基盤整備	41
8	介護保険の円滑な利用のための各種施策	44
9	介護保険制度の広報活動	56
10	介護保険部会	59
補足資料		
	介護保険特別会計の決算状況	62
	介護保険制度発足後の推移	64

- 注 1. 本冊子は、平成23年度の実績を中心にまとめたものである。ただし、人口・被保険者数・認定者数等、1か月または特定日の数値を示したデータについては、平成24年4月または4月末日の数値を記載している。
2. 表中の数字は端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。
3. 文章中の表及びグラフ番号は通し番号としている。
4. 給付の状況（サービス利用者数など）については東京都国民健康保険団体連合会が平成24年6月までに審査を終了した分を反映させているが、事業者からの追加請求などにより今後変動する場合がある。
5. 本文中の「要支援」は、平成18年4月の制度改正以後の認定区分「要支援1」と同等の区分であるが、経過措置として、有効期限終了までは「経過的要介護」とされ、旧制度の介護サービス利用対象者として取り扱われたものである。平成19年3月をもって認定者は0となった。

1 中野区の人口構成

平成 24 年 4 月現在の中野区の人口は 311,132 人であり、そのうち高齢者人口（65 歳以上の人口）は 61,773 人（構成比 19.9%）、0 歳から 64 歳までの人口は 249,359 人（構成比 80.1%）となっている。

年齢区分別の人口の推移をみると、平成 20 年 4 月以降、0 歳から 39 歳までの人口は減少傾向が見られ、40 歳から 64 歳までの人口は増加傾向が見られる。65 歳以上の高齢者人口は 5 年間を通じて毎年増加している。

年齢区分別の人口構成比の推移をみると、65 歳以上の高齢者人口の構成比が 5 年間を通じて毎年増加している。そのうち後期高齢者の構成比は毎年おおむね 0.3 ポイントずつ増加し、平成 23 年 4 月以降は前期高齢者の構成比を上回っている。

表 1 中野区の人口構成の推移 (外国人を含む総人口 各年 4 月 1 日)

区 分		平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月	
全国 (単位: 万人・%)	人口	合計	12,773	12,761	12,740	12,771	12,757
		0歳～39歳	5,706	5,629	5,538	5,468	5,366
		40歳～64歳	4,278	4,264	4,274	4,339	4,367
		高齢者人口	2,789	2,868	2,928	2,963	3,024
		65歳～74歳	1,483	1,515	1,523	1,499	1,524
		75歳以上	1,306	1,353	1,405	1,464	1,499
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	44.7	44.1	43.5	42.8	42.1
		40歳～64歳	33.5	33.4	33.5	34.0	34.2
		高齢者人口	21.8	22.5	23.0	23.2	23.7
		65歳～74歳	11.6	11.9	12.0	11.7	11.9
		75歳以上	10.2	10.6	11.0	11.5	11.8
中野区 (単位: 人・%)	人口	合計	311,878	312,442	312,291	311,687	311,132
		0歳～39歳	156,377	155,080	153,359	150,711	148,445
		40歳～64歳	96,484	97,285	98,493	100,164	100,914
		高齢者人口	59,017	60,077	60,439	60,812	61,773
		65歳～74歳	30,337	30,540	30,248	29,333	29,529
		75歳以上	28,680	29,537	30,191	31,479	32,244
	構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		0歳～39歳	50.1	49.6	49.1	48.4	47.7
		40歳～64歳	30.9	31.2	31.5	32.1	32.4
		高齢者人口	18.9	19.2	19.4	19.5	19.9
		65歳～74歳	9.7	9.8	9.7	9.4	9.5
		75歳以上	9.2	9.5	9.7	10.1	10.4

2 被保険者

介護保険の加入者は、中野区に住所を有する 65 歳以上の第 1 号被保険者と 40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入する第 2 号被保険者に区分される。

(1) 第 1 号被保険者

① 被保険者数の推移

第 1 号被保険者は増加傾向にあり、第 1 号被保険者に占める 75 歳以上の後期高齢者の割合が増加している。

表 2 第 1 号被保険者数の推移 (単位：人、% 各年 4 月末日)

区 分		平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
人 数	第 1 号被保険者数	59,451	60,613	61,243	61,297	62,389
	65歳～74歳	30,399	30,617	30,260	29,286	29,676
	75歳以上	29,052	29,996	30,983	32,011	32,713
構 成 比	第 1 号被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	65歳～74歳	51.1	50.5	49.4	47.8	47.6
	75歳以上	48.9	49.5	50.6	52.2	52.4

※住所地特例及び他住所地特例により、第 1 号被保険者数と高齢者人口は必ずしも一致しない。
住所地特例及び他住所地特例については「(3) 住所地特例」参照。

② 異動事由の推移

転出者が転入者を上回っているが、死亡者数よりも 65 歳到達者数がさらに多いことから、第 1 号被保険者数は増加している。

表 3 第 1 号被保険者の異動事由 (単位：人)

増	区 分	転入	職権復活	65歳到達	適用除外非該当	その他	合計
	平成19年度	640	8	3,475	0	1	4,124
	平成20年度	514	7	3,528	0	4	4,053
	平成21年度	662	5	2,974	1	2	3,644
	平成22年度	553	7	2,642	0	3	3,205
	平成23年度	641	5	3,509	0	9	4,164
減	区 分	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他	合計
	平成19年度	930	22	2,102	0	0	3,054
	平成20年度	918	25	2,008	0	3	2,954
	平成21年度	913	19	2,018	0	8	2,958
	平成22年度	857	14	2,217	1	7	3,096
	平成23年度	937	26	2,232	3	13	3,211

※「職権復活」・「職権喪失」 住民登録ではなく、区の調査に基づき被保険者資格を取得又は喪失した方
 ※「適用除外非該当」 介護保険法施行法の規定に基づき介護保険の適用除外となる身体障害者療養施設等から退所することにより、被保険者の資格を取得した方
 ※「適用除外該当」 同上の身体障害者療養施設等に入所することにより、被保険者の資格を喪失した方

(2) 第2号被保険者

表4 第2号被保険者の推移

(単位:人 各年4月末日)

平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
95,231	95,940	96,808	98,278	98,875

※ 生活保護受給者は第2号被保険者から除外される。

(3) 住所地特例

中野区に住所を有する65歳以上の方及び医療保険に加入する40歳以上65歳未満の方は原則として中野区の被保険者となる。ただし、他区市町村の介護保険施設等に入所し、その施設所在地に住所を変更した場合には、例外として変更先区市町村ではなく変更前の住所地(中野区)の被保険者となる。これを住所地特例という。

逆に、他の区市町村の被保険者が、中野区内の介護保険施設に入所し、住所を中野区に変更した場合、中野区ではなく従前の住所地の被保険者となる。これを他住所地特例という。

中野区の住所地特例取扱者は表5のとおり推移している。なお、住所地特例取扱者数が他住所地特例取扱者を上回るため、第1号被保険者数は高齢者人口を上回る。

表5 住所地特例取扱者数の推移

(単位:人 各年4月末日)

		平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
第1号被保険者	住所地特例	513	533	577	615	615
	他住所地特例	72	76	86	88	99
第2号被保険者	住所地特例	6	8	4	3	4
	他住所地特例	1	1	1	3	2

(4) 第1号被保険者と第2号被保険者の取り扱いの違い

① 保険料の徴収方法

第1号被保険者の保険料は、介護保険の被保険者である中野区が賦課・徴収する。一方、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の被保険者が医療保険の保険料と併せて徴収する。

② 介護保険サービスの利用

第1号被保険者が介護を要する状態となった場合、その原因を問わず、要介護認定を受けて介護サービスを利用できる。

一方、第2号被保険者が介護サービスを利用できるのは、加齢が原因とされる特定の16疾病（特定疾病・下記参照）により介護を要する状態になり、要介護認定を受けた場合に限られる。なお、平成18年4月から、特定疾病に新たにがん末期が加わっている。

※介護保険の特定疾病（16種類）

- ・がん末期 ・初老期の認知症 ・脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など） ・筋委縮性側索硬化症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ・脊髄小脳変性症
- ・多系統委縮症 ・糖尿病の合併症（網膜症・腎症・神経症） ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患 ・変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）
- ・関節リウマチ ・後縦靭帯骨化症 ・脊柱管狭窄症 ・骨折をともなう骨粗しょう症
- ・早老症

3 要介護認定・要支援認定

介護保険のサービスを利用するには要介護認定又は要支援認定を受ける必要がある。

被保険者から要介護（要支援）認定の申請がなされると、区は心身の状態等を把握するための訪問調査を行うとともに、主治医に対して疾病状況等に関する意見書の提出を求める。

介護認定審査会は、訪問調査票の基本調査項目の調査内容と主治医意見書の一部を用いて行った一次判定結果、主治医意見書及び訪問調査票の特記事項などを総合的に審査し、要介護状態（要支援状態）区分の判定を行う。

（１）要介護（要支援）認定申請

要介護（要支援）認定の申請は、地域包括支援センターや区役所介護保険担当の窓口、地域事務所（※）で受け付ける。申請は主に本人又は家族が行うが、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などが代行することもできる。

要介護（要支援）認定の申請件数は表6のとおり推移している。なお、更新件数について、更新時の認定有効期間が最長 24 か月まで延長できるため、年間の更新申請件数は 1 年おきに増減している。更に、区分変更申請についても、平成 23 年度より、最長 12 か月まで延長できることになったため、平成 23 年度は申請件数が減少した。

※平成 23 年 7 月 19 日以降は、地域センター廃止に伴い、区内 5 か所の地域事務所で申請受付を行っている。

表 6 要介護（要支援）申請の種類別申請件数の推移（単位：件）

区分	新規	更新	変更	転入	合計
平成19年度	2,768	7,222	1,341	120	11,451
平成20年度	2,774	8,902	1,493	153	13,322
平成21年度	2,829	8,055	1,437	130	12,451
平成22年度	3,167	9,868	1,724	133	14,892
平成23年度	3,353	8,680	1,815	133	13,981

※新規 これまで認定を受けていなかった方が認定を申請するもの

※更新 これまで認定を受けていた方が認定期間満了に伴い、継続して認定を受けるために申請するもの

※変更 これまで認定を受けていた方が認定期間満了前に状態の悪化などにより改めて認定の変更を申請するもの

※転入 中野区外に居住して認定を受けていた方が中野区に転入したものの。この場合、前住所地の認定結果は転入した日から6か月間維持される。

(2) 要介護（要支援）認定者の推移

① 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にある。

認定者数は、平成12年の制度発足時から毎年1,000人を超える増加が続いたが、平成17年からは緩やかな増加で推移した。平成19年は初めて前年を下回ったが、その後は増加を続けている。

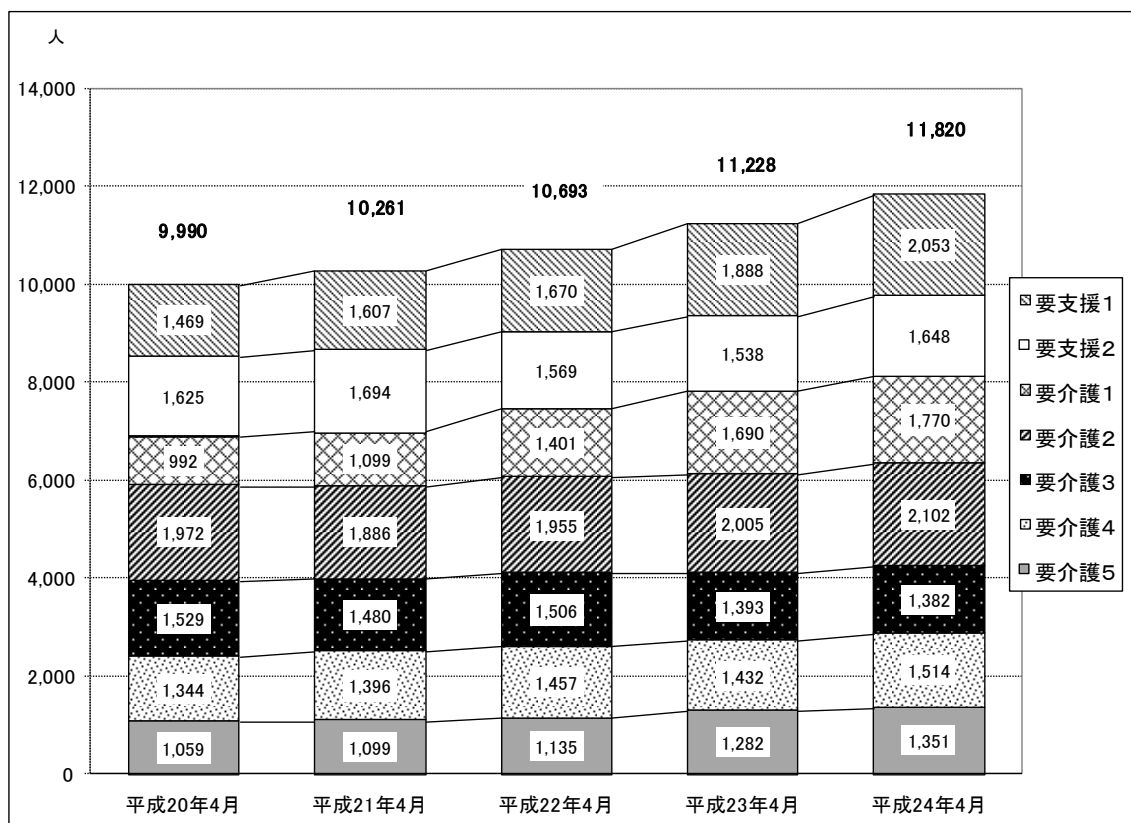
表7 要介護（要支援）認定者数の推移 (単位：人 各年4月末日)

区分	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
要支援1	1,475	1,619	1,691	1,907	2,076
要支援2	1,667	1,742	1,608	1,573	1,696
要介護1	1,007	1,116	1,425	1,727	1,809
要介護2	2,052	1,957	2,026	2,072	2,169
要介護3	1,589	1,527	1,548	1,440	1,427
要介護4	1,384	1,437	1,493	1,461	1,532
要介護5	1,103	1,139	1,180	1,334	1,401
計	10,277	10,537	10,971	11,514	12,110

要介護（要支援）の認定を受けた方のうち、65歳以上の第1号被保険者及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の認定者数は、グラフ8及びグラフ9のとおり推移している。

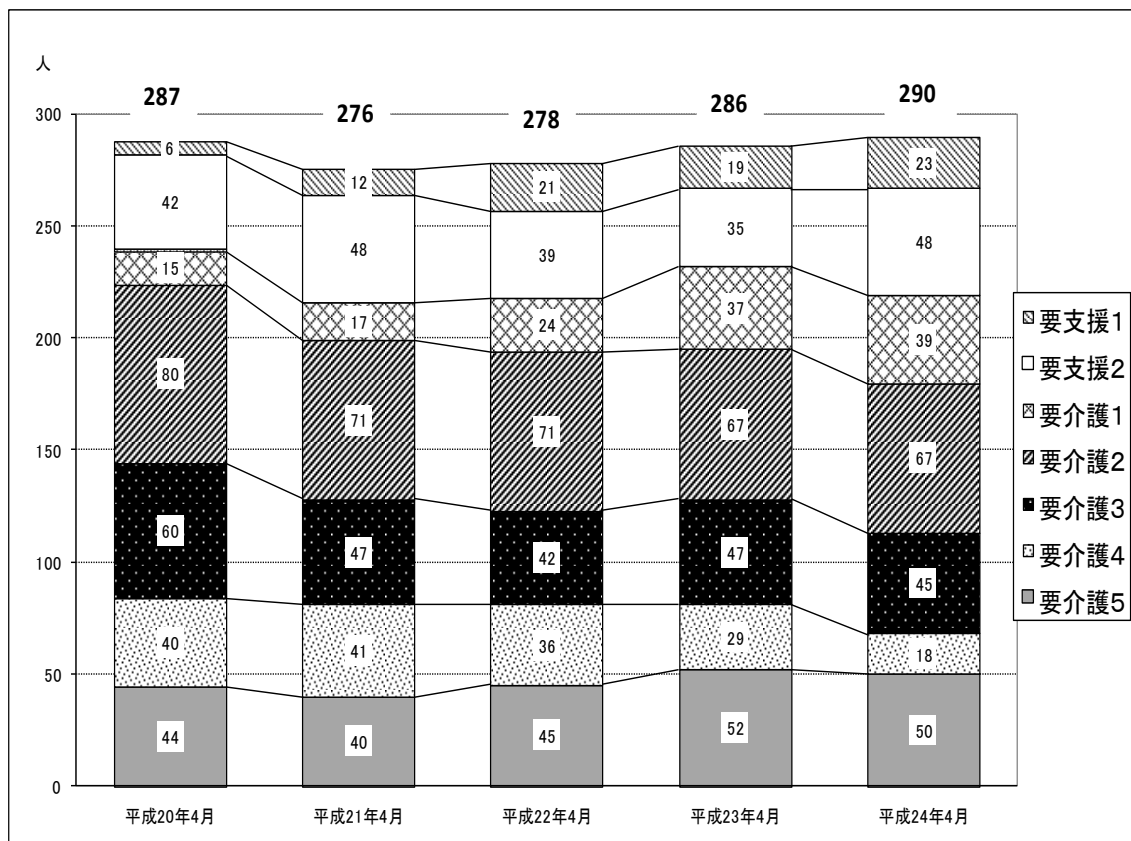
グラフ8 要介護（要支援）認定者のうち第1号被保険者の推移

(各年4月末日)



グラフ9 要介護（要支援）認定者のうち第2号被保険者の推移

（各年4月末日）



② 第1号被保険者の認定者数・認定率

ア 認定率の推移

65歳以上の第1号被保険者について、前期・後期高齢者の区分に応じ年度ごとに認定率（被保険者数に対する認定者数の割合）の推移をみると、表10のとおりとなる。

表10 第1号被保険者の認定率の推移（単位：人、% 各年4月末日）

区分		平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
被保険者数	第1号被保険者	59,451	60,613	61,243	61,297	62,389
	65歳～74歳	30,399	30,617	30,260	29,286	29,676
	75歳以上	29,052	29,996	30,983	32,011	32,713
認定者数	第1号被保険者	9,990	10,261	10,693	11,228	11,820
	65歳～74歳	1,368	1,347	1,352	1,315	1,332
	75歳以上	8,622	8,914	9,341	9,913	10,488
認定率	第1号被保険者	16.80	16.93	17.46	18.32	18.95
	65歳～74歳	4.50	4.40	4.47	4.49	4.49
	75歳以上	29.68	29.72	30.15	30.96	32.06

イ 認定率の年齢別比較

平成 24 年 4 月末日現在の、第 1 号被保険者に占める認定者数の割合を示す認定率を、年齢 5 歳刻みの区分ごとに算出し比較すると、表 11 のとおりとなる。

表 11 第 1 号被保険者の年齢別認定率（5 歳刻み）（単位：人、%）

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上	合計
被保険者	15,589	14,087	13,129	9,899	6,159	2,624	776	126	62,389
認定者	465	867	1,779	2,964	3,133	1,865	636	111	11,820
認定率	2.98	6.15	13.55	29.94	50.87	71.07	81.96	88.10	18.95

ウ 全国、東京都、中野区の認定率及び認定者の状況比較

i 要介護度別認定率の比較

平成 24 年 4 月末日現在で全国及び東京都平均と比較すると、要介護 1・3 の認定率は低く、それ以外の認定率は高くなっている。

表 12 第 1 号被保険者の認定者数・認定率の全国・都・区比較（単位：人、%）

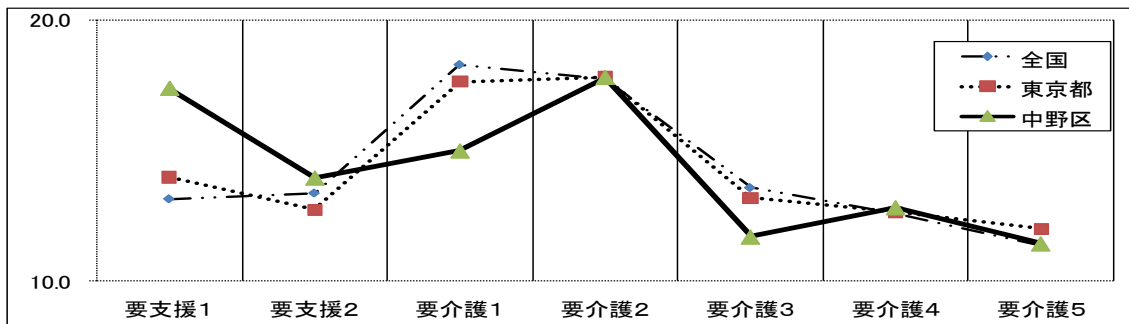
区分	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総数	
認定者数	全国	679,889	691,311	945,358	917,719	702,038	651,248	586,884	5,174,447
	東京都	64,063	58,273	80,764	81,590	60,387	57,908	55,024	458,009
	中野区	2,053	1,648	1,770	2,102	1,382	1,514	1,351	11,820
認定率	全国	2.3	2.3	3.2	3.1	2.4	2.2	2.0	17.3
	東京都	2.4	2.2	3.0	3.0	2.2	2.2	2.0	17.1
	中野区	3.3	2.6	2.8	3.4	2.2	2.4	2.2	18.9

※第 1 号被保険者数…全国：29,855,066 人、東京都：2,685,887 人、中野区：62,389 人

ii 認定者の要介護度別の構成割合比較

平成 24 年 4 月末日現在の全認定者に占める要介護度別認定者数の構成割合を全国及び都平均と比べると、要支援 1・2 は上回り、要介護 1・3 は下回り、要介護 2・4・5 はほぼ同じとなっている。

グラフ 13 全認定者に占める要介護度別の割合（単位：%）



(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は要介護（要支援）認定に関する審査・判定を行う。委員定数は200名以内で、任期は2年である。平成24年4月現在は128名の委員で構成され、任期は平成25年3月までとなっている。

要介護（要支援）認定の審査・判定は委員4名で組織する合議体（平成24年4月現在17合議体）ごとに行われる。

① 認定審査会委員の構成

表14 認定審査会の職種別構成 (単位:人 平成24年4月現在)

職種等	人数	職種等	人数	職種等	人数
医師	43	学識経験者	0	介護福祉士	5
歯科医師	10	理学療法士	5	施設職員	16
保健師	6	作業療法士	3	医療相談員	2
看護師	15	柔道整復師	2	合計	128
薬剤師	4	社会福祉士	17		

② 認定審査会（合議体）の開催状況

表15 認定審査会開催状況 (単位:回、件)

区分	開催回数	審査件数	平均審査件数
平成21年度	378	12,413	32.8
平成22年度	367	14,437	39.3
平成23年度	386	13,635	35.3

③ 区分別判定状況

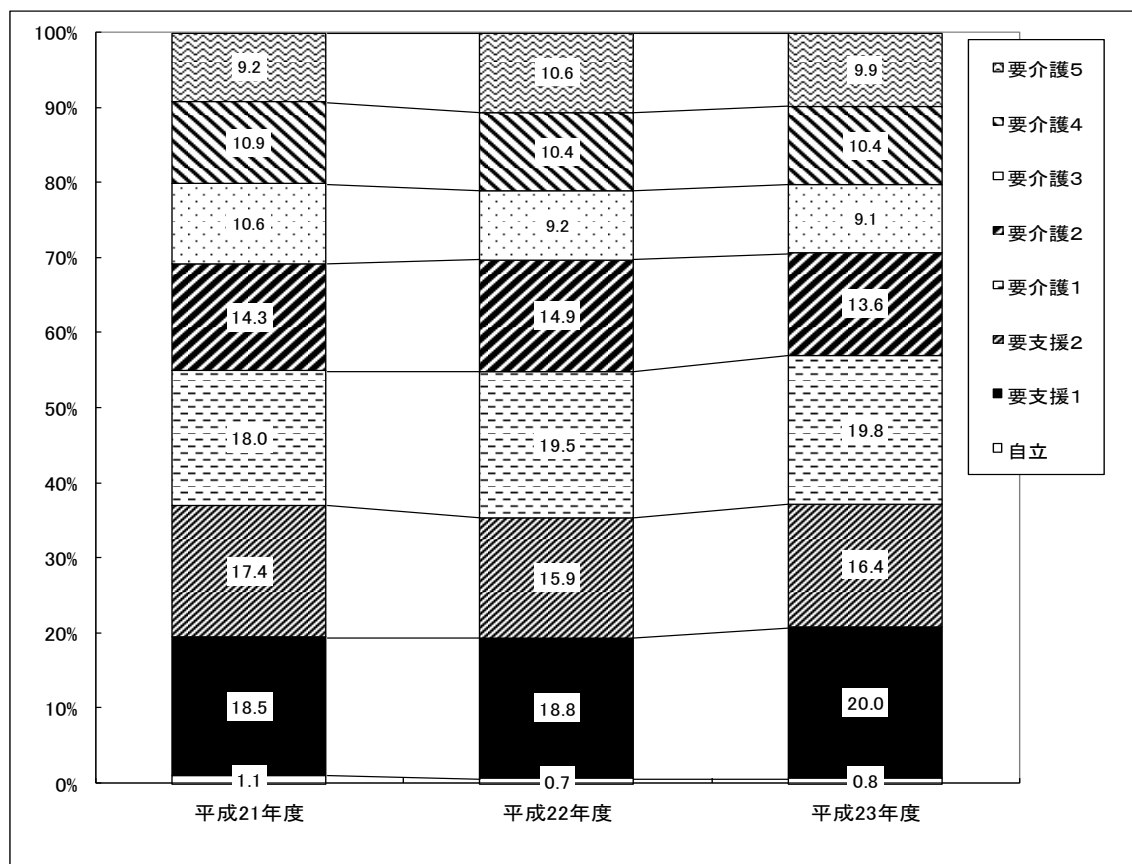
表 1 6 区分別判定状況

(単位：件)

	区分	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 21年度	新規	91	702	443	557	328	186	234	191	2,641
	更新	44	1,554	1,603	1,449	1,184	888	834	656	8,259
	転入	0	14	17	29	18	27	12	11	172
	変更	0	7	76	176	222	202	260	274	1,217
	合計	135	2,277	2,139	2,211	1,752	1,303	1,340	1,132	12,289
平成 22年度	新規	56	763	496	670	398	193	258	194	3,028
	更新	47	1,891	1,695	1,856	1,452	846	866	972	9,625
	転入	0	14	12	33	33	14	20	10	136
	変更	0	13	74	229	247	263	343	344	1,513
	合計	103	2,681	2,277	2,788	2,130	1,316	1,487	1,520	14,302
平成 23年度	新規	59	786	472	722	405	210	273	252	3,179
	更新	52	1,882	1,659	1,715	1,165	725	725	705	8,628
	転入	0	16	17	31	24	16	17	11	132
	変更	0	17	69	207	242	273	387	361	1,556
	合計	111	2,701	2,217	2,675	1,836	1,224	1,402	1,329	13,495

※各年度中の認定審査会で判定された件数で、「認定者数」とは異なる。

グラフ 1 7 判定結果別割合



4 介護保険のサービス

(1) 介護サービス利用の概況

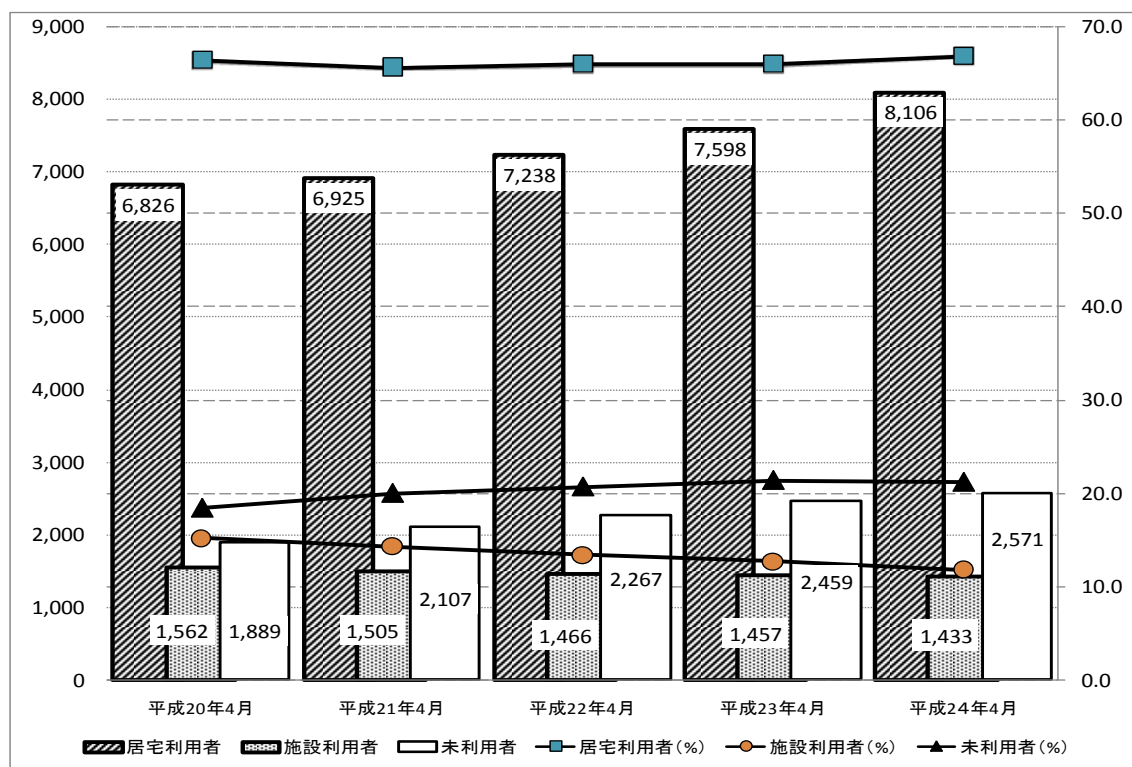
介護保険のサービスは、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）と在宅サービスの2つに大きく分類される。

過去5年間における介護サービスの利用者数は毎年増加している。また、介護サービスの利用率（各年4月の認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）は概ね横這いで推移している。

表18 介護サービス利用者数・利用率の推移（単位：人、％ 各年4月）

区分		平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
人数	認定者	10,277	10,537	10,971	11,514	12,110
	利用者	8,388	8,430	8,704	9,055	9,539
	居宅	6,826	6,925	7,238	7,598	8,106
	施設	1,562	1,505	1,466	1,457	1,433
	未利用者	1,889	2,107	2,267	2,459	2,571
割合	認定者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	利用者	81.6	80.0	79.3	78.6	78.8
	居宅	66.4	65.7	66.0	66.0	66.9
	施設	15.2	14.3	13.4	12.7	11.8
	未利用者	18.4	20.0	20.7	21.4	21.2

グラフ19 介護サービス利用者数・利用率の推移（単位：人、％）



介護サービス利用者数の推移を要介護度別にみると、施設サービス利用者は表 20 及びグラフ 21、在宅サービス利用対象者（認定者のうち施設サービス利用者以外の方）は表 22 及びグラフ 23 のとおりとなっている。

表 20 要介護度別施設サービス利用者数推移 (単位：人 各年 4 月)

区分	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
要支援 1	1	0	0	0	0
要支援 2	2	0	0	0	0
要介護 1	36	42	43	67	43
要介護 2	206	208	176	169	185
要介護 3	359	328	338	305	285
要介護 4	502	489	496	452	446
要介護 5	456	438	413	464	474
合計	1,562	1,505	1,466	1,457	1,433

※要支援 1・2 の数値は、平成 18 年の介護保険制度改正時点で介護老人福祉施設に入所していた方の人数である。3 年間の経過措置期間中は自立・要支援であっても継続して施設サービスの利用が可とされていた。

グラフ 21 要介護度別施設サービス利用者数推移

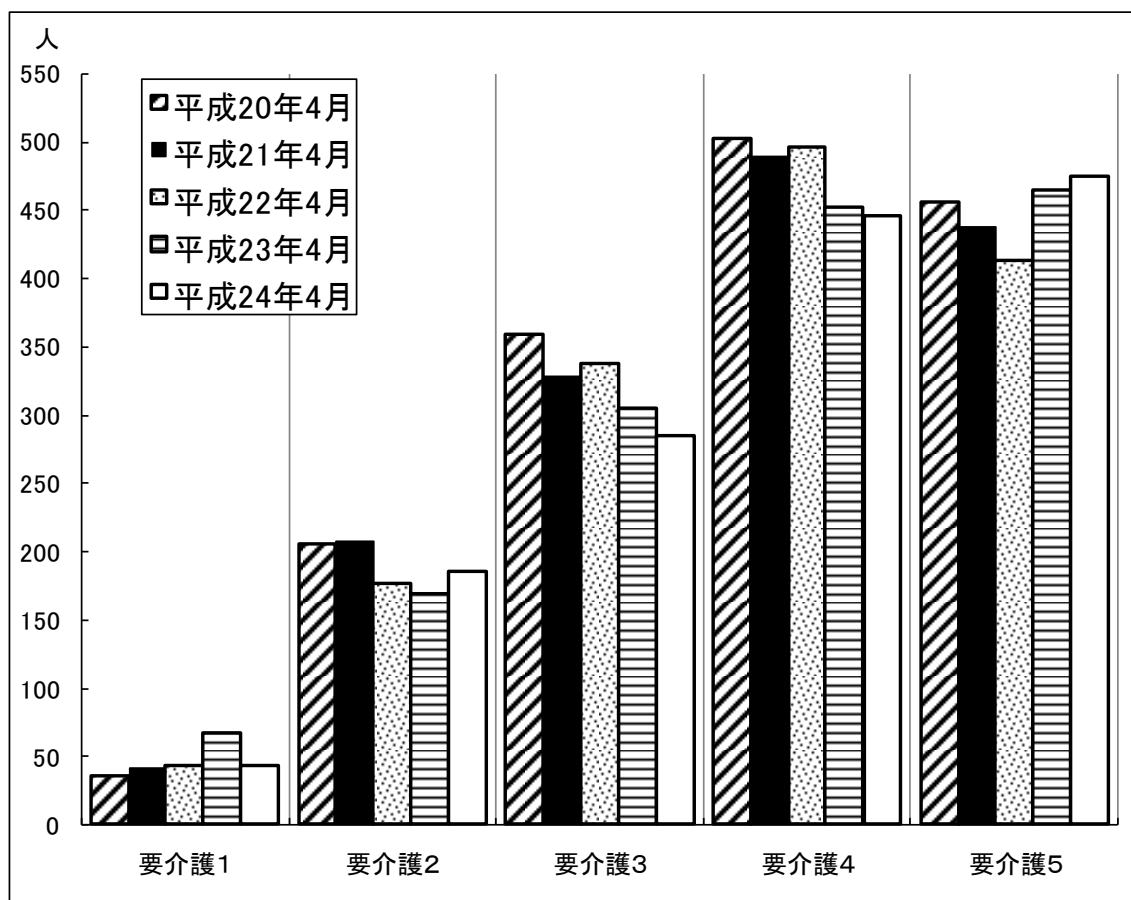
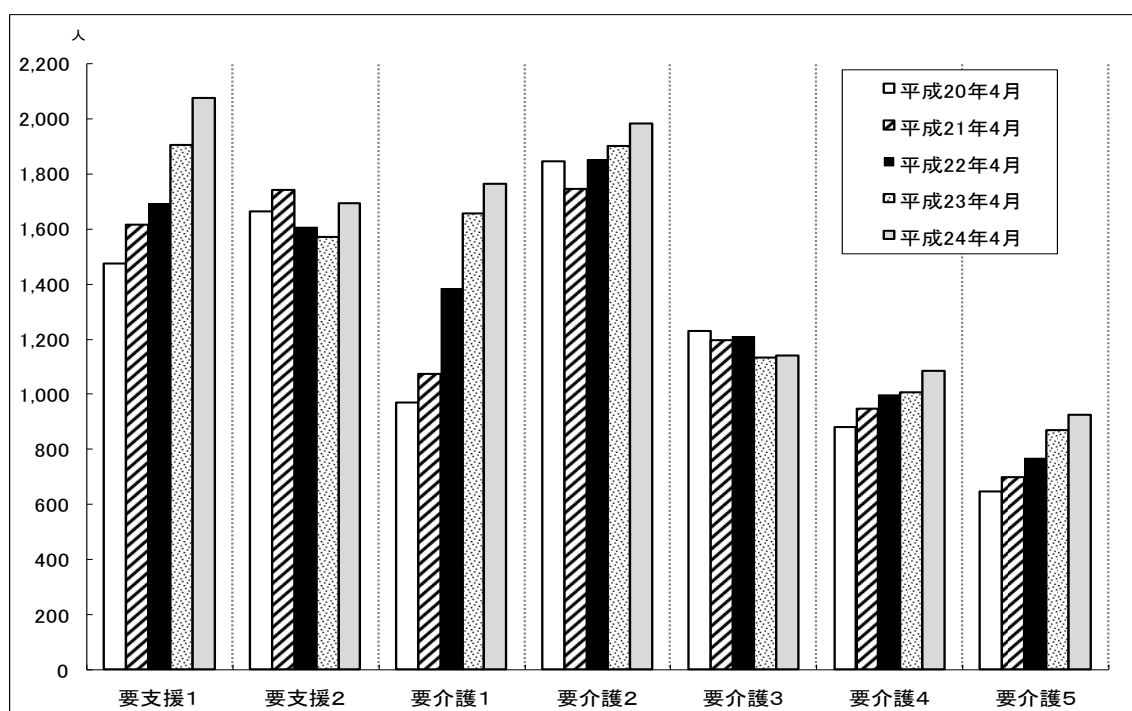


表 2 2 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移（単位：人 各年 4 月末）

区 分	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月	平成24年4月
要支援 1	1,474	1,619	1,691	1,907	2,076
要支援 2	1,665	1,742	1,608	1,573	1,696
要介護 1	971	1,074	1,382	1,660	1,766
要介護 2	1,846	1,749	1,850	1,903	1,984
要介護 3	1,230	1,199	1,210	1,135	1,142
要介護 4	882	948	997	1,009	1,086
要介護 5	647	701	767	870	927
合 計	8,715	9,032	9,505	10,057	10,677

※認定者数から施設サービス利用者数を差し引いた人数を、居宅サービス利用対象者数としている。

グラフ 2 3 要介護度別居宅サービス利用対象者数の推移

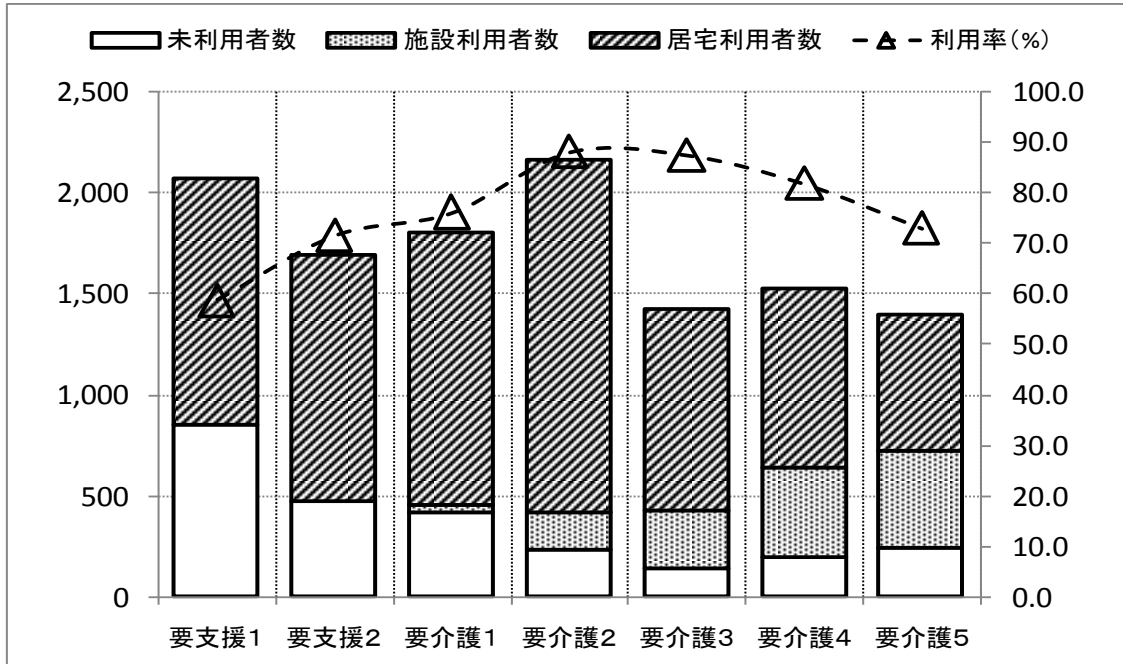


平成 24 年 4 月末日現在の認定者数の介護サービス利用者数及び利用率（認定者数に占める介護サービス利用者数の割合）を要介護度別にみると、表 24 及びグラフ 25 のとおりとなる。

表 2 4 平成 24 年 4 月の要介護度別サービス利用状況（単位：人、%）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
施設利用者数	0	0	43	185	285	446	474
居宅利用者数	1,222	1,217	1,347	1,751	1,001	890	678
未利用者数	854	479	419	233	141	196	249
利用率 (%)	58.9	71.8	76.3	88.3	87.7	82.0	73.1

グラフ25 要介護度別サービス利用状況(単位:人、% 平成24年4月末日)



区が策定した第4期中野区介護保険事業計画において、実態調査や国の示した参酌標準等を参考として推計した介護サービス見込量(計画値)と平成23年度の実績を比較すると、表26から表29のとおりとなっている。

※表中の人数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

表26 給付実績と事業計画数値との比較(地域密着型以外の居宅サービス)

区分	平成23年度		
	年間実績	計画値(年間見込)	実績割合
訪問介護	33,296人	34,680人	96.0%
訪問入浴	3,920人	4,248人	92.3%
訪問看護	10,463人	10,836人	96.6%
訪問リハビリテーション	2,389人	1,632人	146.4%
通所介護	23,982人	20,796人	115.3%
通所リハビリテーション	3,500人	3,828人	91.4%
居宅療養管理指導	20,681人	15,312人	135.1%
福祉用具貸与	33,722人	34,248人	98.5%
短期入所生活介護	5,134人	5,364人	95.7%
短期入所療養介護	564人	720人	78.3%
特定施設入所者生活介護	9,871人	8,964人	110.1%
居宅介護支援	53,530人	53,136人	100.7%
特定福祉用具販売	920人	888人	103.6%
住宅改修費	582人	564人	103.2%

表 2 7 給付実績と事業計画数値との比較（地域密着型サービス）

区分	平成23年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
夜間対応型訪問介護	937人	1,164人	80.5%
認知症対応型通所介護	4,055人	4,176人	97.1%
認知症対応型共同生活介護	1,871人	2,544人	73.5%
小規模多機能型居宅介護	591人	756人	78.2%

表 2 8 給付実績と事業計画数値との比較（施設サービス）

区分	平成23年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
特別養護老人ホーム	10,470人	11,196人	93.5%
老人保健施設	4,756人	5,520人	86.2%
介護療養型医療施設	2,210人	1,824人	121.2%

表 2 9 給付実績と事業計画数値との比較（介護予防給付）

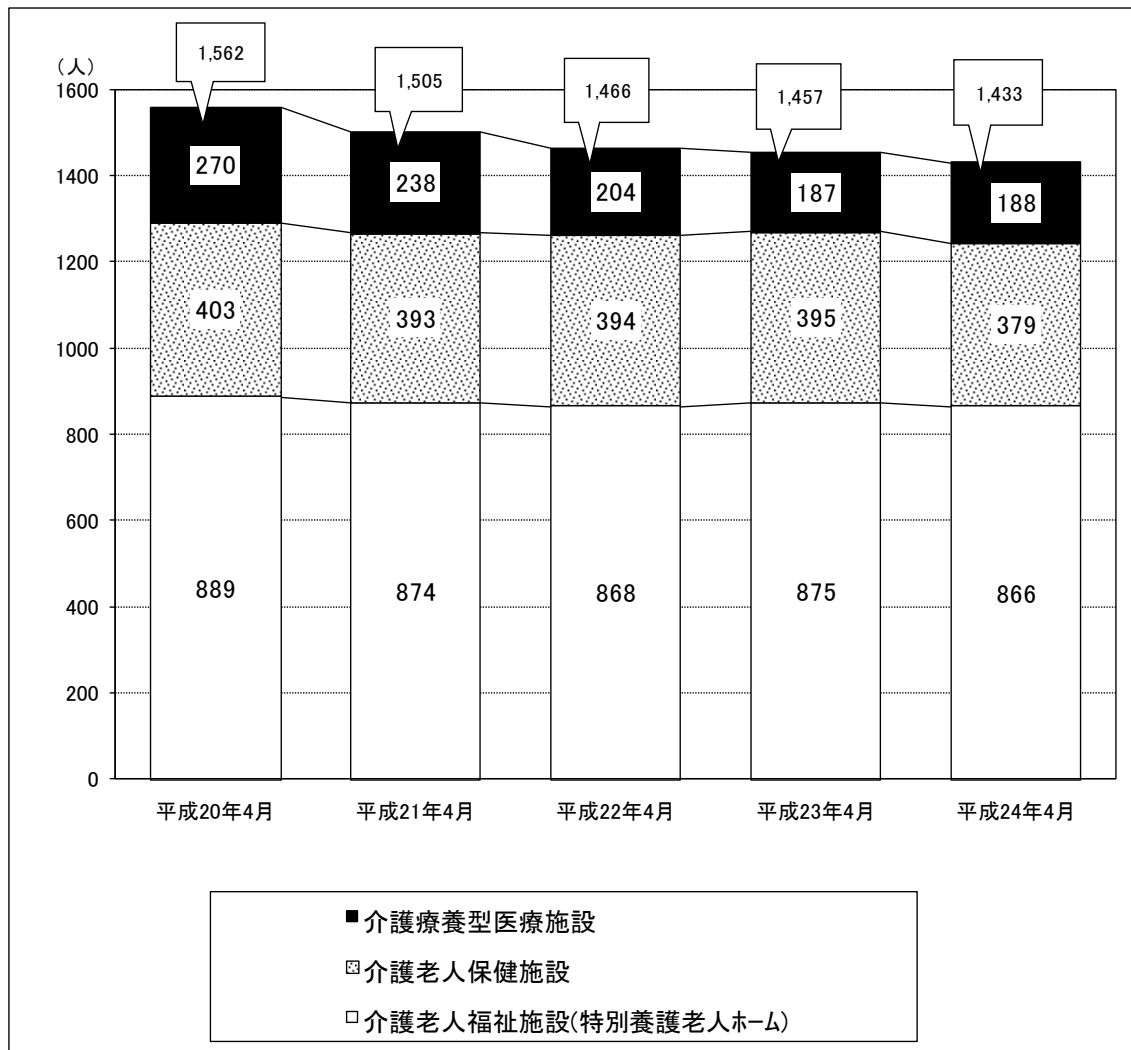
区分	平成23年度		
	年間実績	計画値（年間見込）	実績割合
介護予防訪問介護	19,874人	21,360人	93.0%
介護予防訪問入浴	33人	60人	55.0%
介護予防訪問看護	1,217人	1,620人	75.1%
介護予防訪問リハビリテーション	340人	240人	141.7%
介護予防通所介護	7,425人	5,196人	142.9%
介護予防通所リハビリテーション	814人	144人	565.3%
介護予防居宅療養管理指導	1,602人	1,416人	113.1%
介護予防短期入所生活介護	87人	48人	181.3%
介護予防短期入所療養介護	2人	0人	—
介護予防特定施設入所者生活介護	1,450人	2,100人	69.0%
介護予防福祉用具貸与	6,856人	4,476人	153.2%
介護予防特定福祉用具販売	236人	300人	78.7%
介護予防住宅改修	293人	300人	97.7%
介護予防支援	26,997人	25,716人	105.0%

(2) 施設サービス

①施設サービス利用者数の推移

介護保険の施設サービス利用者数はグラフ30のとおり推移している。

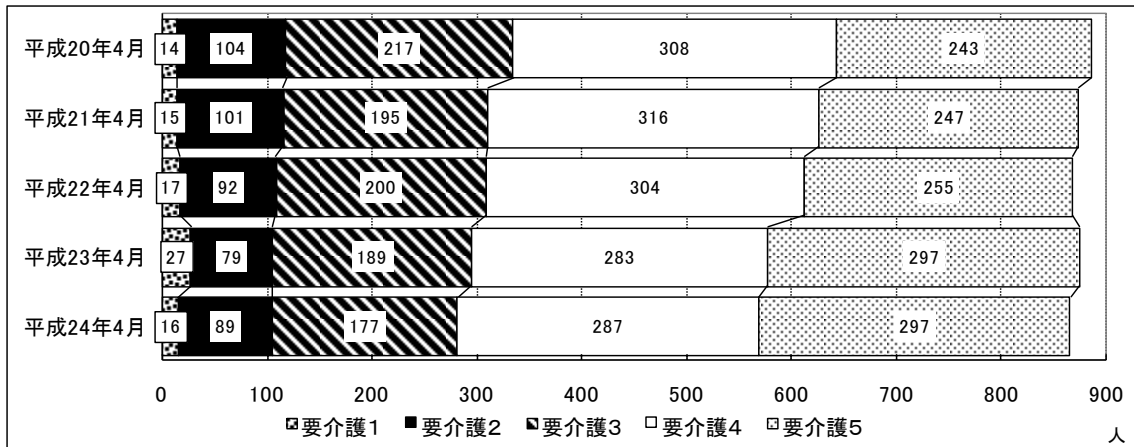
グラフ30 施設種類別サービス利用者推移



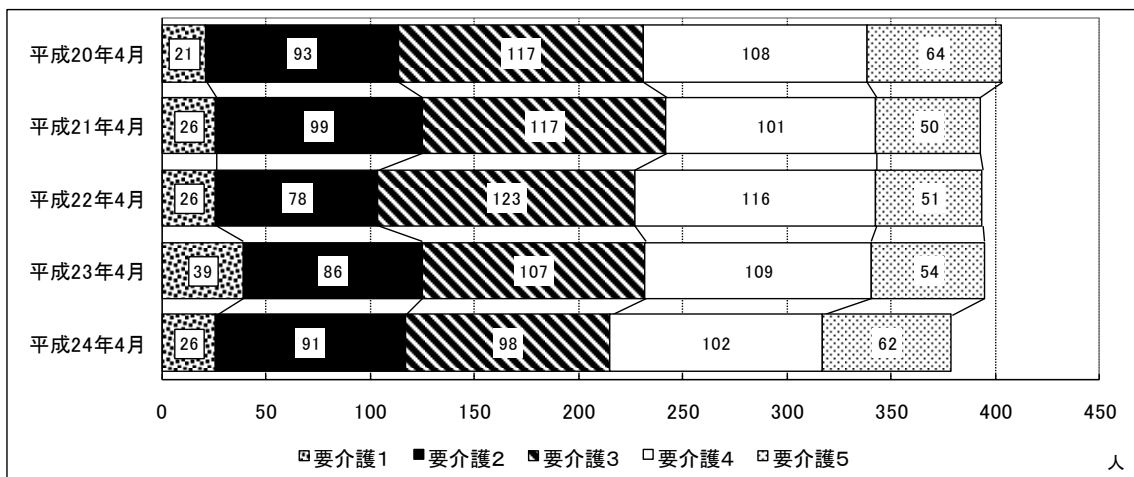
各施設の入所者数を要介護度に見ると、グラフ 31 のとおり推移しており、平成 20 年 4 月から 4 年連続で減少している。

グラフ 31 介護保険施設の施設別・介護度別の入所状況

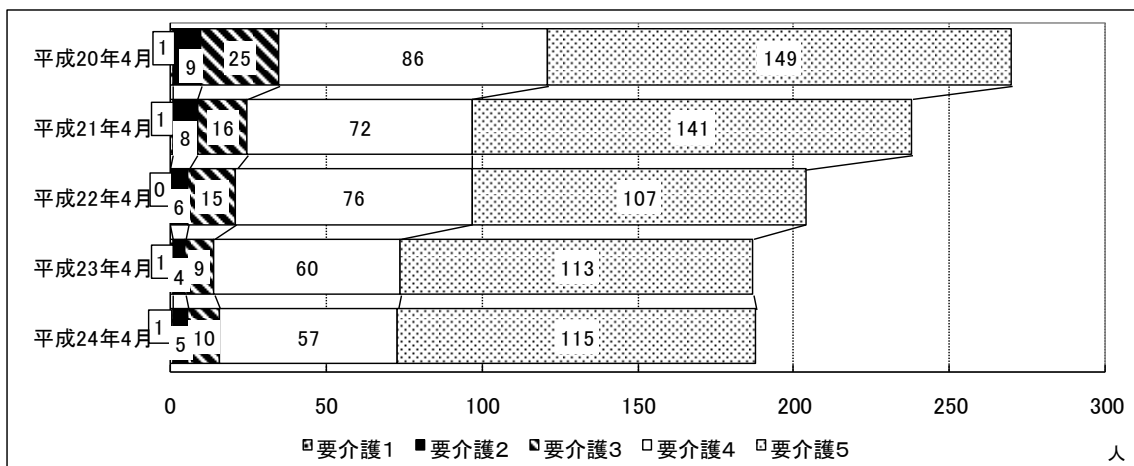
【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】



【介護老人保健施設】



【介護療養型医療施設】



②特別養護老人ホーム入所指針

中野区内の特別養護老人ホームの入所決定の際に、入所の必要性の高い方を優先する明確な基準及び決定過程の透明性・公平性を確保するため、平成16年1月に共通の審査基準を定めた。優先度の判定は①第一次評価（要介護度・介護者及び住宅の状況などに関する区内共通基準）と②第二次評価（各ホームの基準）により行う。

（3）居宅サービス

居宅サービスには、自宅で利用するサービス、施設に出かけて利用するサービス、生活環境を整えるサービス等様々な種類がある。

平成19年度以降の介護サービス種類別の月平均利用者数をみると、表32のとおり推移している。

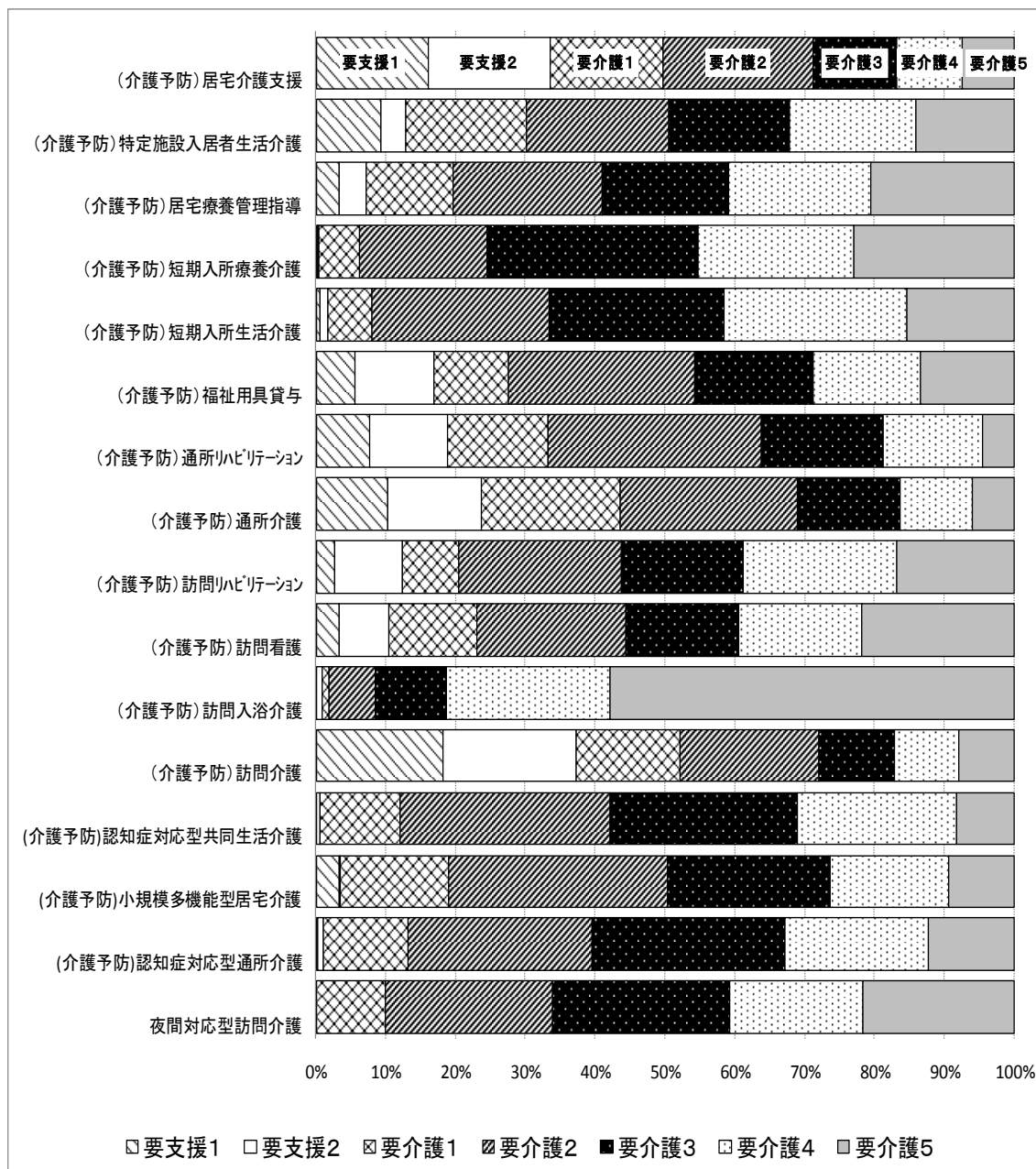
表32 居宅サービスの種類別月平均利用者数 (単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(介護予防)訪問介護	4,319	4,208	4,219	4,345	4,431
(介護予防)訪問入浴介護	335	309	312	315	329
(介護予防)訪問看護	944	957	971	959	973
(介護予防)訪問リハビリテーション	134	146	183	206	227
(介護予防)通所介護	1,842	1,979	2,132	2,287	2,617
(介護予防)通所リハビリテーション	241	289	286	304	360
(介護予防)福祉用具貸与	2,647	2,814	2,991	3,231	3,382
(介護予防)短期入所生活介護	332	378	404	421	435
(介護予防)短期入所療養介護	53	55	52	53	47
(介護予防)居宅療養管理指導	1,193	1,375	1,544	1,713	1,857
(介護予防)特定施設入居者生活介護	594	706	781	866	943
居宅介護支援(介護予防支援)	5,968	6,045	6,160	6,417	6,711
夜間対応型訪問介護	3	36	52	62	78
(介護予防)認知症対応型通所介護	290	294	310	324	342
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	7	11	26	46	51
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	113	136	140	139	157

※各サービス種別における介護サービス及び介護予防サービスの合計値を示している。

平成 23 年度における居宅サービス種類ごとの利用者数に対する要介護度別の利用者数の割合をみると、表 33 のとおりとなる。

表 3 3 要介護度別の居宅サービス利用割合



居宅サービス種類ごとの利用者一人あたりの月平均利用回数と給付額をみると、表34のとおり推移している。

表34 月平均利用回数及び給付額 (単位：回、千円)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額	回数	給付額
訪問介護(回)	11.4	51	11.0	48	11.1	50	11.2	50	11.3	50
訪問入浴介護(回)	4.3	52	4.5	53	4.6	56	4.6	57	4.6	57
訪問看護(回)	4.4	34	4.7	35	5.1	37	5.4	38	5.1	40
訪問リハビリテーション(日)	4.1	21	4.4	21	4.8	28	4.9	28	4.7	29
通所介護(回)	7.3	61	7.3	60	7.4	61	7.8	64	8.2	65
通所リハビリテーション(回)	5.6	51	6.0	56	6.2	62	6.6	61	6.1	57
短期入所生活介護(日)	7.7	79	8.0	80	8.1	82	8.4	73	8.4	72

① 特定福祉用具販売費支給・住宅改修費支給

居宅サービスのうち、特定福祉用具販売費支給及び住宅改修費支給の2つのサービスは他のサービスと利用方法が異なる。

利用にあたっては、区に直接申請を行い、支給限度額（特定福祉用具販売費は毎年4月から翌年3月までの1年ごとに10万円、住宅改修は住宅ごとに20万円（要介護度が3ランク以上上がった場合は再度支給限度額まで利用できる）の範囲で費用の9割分の償還払いを受ける。利用状況は表35及び表36のとおりである。

表35 特定福祉用具販売費支給対象 (単位：件)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
腰掛便座	347	358	358	453	379
特殊尿器	2	3	4	6	3
入浴補助用具	993	1,005	568	818	707
簡易浴槽	2	0	0	0	0
移動用リフトのつり具	0	2	5	3	2
計	1,344	1,368	935	1,280	1,091

表36 住宅改修費支給対象 (単位：件)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手すりの取り付け	718	617	787	820	855
床段差の解消	140	118	154	149	142
床材の変更	9	10	31	19	20
扉の取替え	30	31	65	88	67
便器の取替え	24	26	40	35	32
計	921	802	1,077	1,111	1,116

② 特別給付

中野区では、第1号被保険者の保険料を財源とする特別給付事業として、移送サービス（短期入所（ショートステイ）サービス利用時の送迎費用を支給するサービス）、訪問理美容サービス、寝具乾燥サービスの3つのサービスを実施している。

なお、訪問理美容サービスと寝具乾燥サービスは平成17年度まで区の高齢者福祉サービスとして実施してきたが、第3期中野区介護保険事業計画に基づき特別給付事業としての実施に移行した。

特別給付事業の利用状況は表37及び38のとおり推移している。

表37 移送サービス施設所在地別利用件数、構成比 (単位：件、%)

		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
ショートステイ 利用	区内施設	2,442	49.9	3,385	59.6	3,954	67.3	4,268	69.0	4,687	75.8
	22区内施設	1,492	30.5	1,345	23.7	1,006	17.1	1,050	17.0	815	13.2
	その他施設	960	19.6	952	16.8	919	15.6	869	14.0	681	11.0
	計	4,894	100.0	5,682	100.0	5,879	100.0	6,187	100.0	6,183	100.0
うち 特別給付 利用	区内施設	15	8.2	19	12.0	20	11.2	5	6.3	2	5.4
	22区内施設	133	72.2	112	70.9	123	68.7	42	53.2	12	32.4
	その他施設	36	19.6	27	17.1	36	20.1	32	40.5	23	62.2
	計	184	100.0	158	100.0	179	100.0	79	100.0	37	100.0

表38 訪問理美容・寝具乾燥サービス利用延べ件数 (単位：件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問理美容サービス	164	145	136	139	159
寝具乾燥サービス	46	48	30	42	21

③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が介護を必要とする状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう支援するため、身近な区市町村で提供するサービスとして平成18年度の介護保険制度改正により創設された。

このサービスは原則として当該区市町村の住民のみが利用できる。また、事業所の指定及び指導は当該区市町村が実施する。

中野区では、平成23年度には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護の4種類のサービスが提供されており、利用実績は表39のとおり推移している。

表 3 9 地域密着型サービス利用者数の推移（各年度審査分）

※各年度の数値は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

【認知症対応型共同生活介護（グループホーム）】

認知症の方が少人数で共同生活を行い、家庭的な雰囲気の中で自身の持つ能力を生かしながら、入浴や排泄・食事等の日常生活上の介助、機能訓練などのサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	0	0	0	6	10
要介護1	205	241	222	163	217
要介護2	306	425	404	493	567
要介護3	429	537	642	552	506
要介護4	344	369	332	370	428
要介護5	75	54	74	89	153
計	1,359	1,626	1,674	1,673	1,881

【認知症対応型通所介護】

認知症の方が日帰りでデイサービスセンター等へ通い、日常生活の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	5	6	4	4	12
要支援2	34	27	28	26	32
要介護1	351	428	436	468	497
要介護2	682	680	907	1,107	1,080
要介護3	1,183	1,171	1,137	1,112	1,138
要介護4	845	766	772	747	838
要介護5	374	453	441	427	502
計	3,474	3,531	3,725	3,891	4,099

【小規模多機能型居宅介護】

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせ利用できるサービス。利用者は少人数の家庭的な雰囲気の中で日常生活上の介助や機能訓練等のサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	0	0	0	3	20
要支援2	0	0	0	5	1
要介護1	0	4	39	99	95
要介護2	11	39	84	170	193
要介護3	54	61	102	143	142
要介護4	5	20	63	97	104
要介護5	9	9	18	40	57
計	79	133	306	557	612

【夜間対応型訪問介護】

夜間において、定期巡回の訪問介護、必要な時に受けられる随時の訪問、通報に応じた対応等のオペレーションサービスを受けることができる。（単位：人）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要支援1	—	—	—	—	—
要支援2	—	—	—	—	—
要介護1	0	34	34	65	93
要介護2	9	88	138	196	225
要介護3	8	123	139	144	238
要介護4	13	134	193	194	179
要介護5	0	56	123	144	202
計	30	435	627	743	937

(4) 保険給付費

要介護等認定者の介護サービス利用に必要な費用は、その9割が介護保険特別会計から介護サービス事業者に支払われる。過去3年間の介護サービス種類別支給件数及び保険給付費の決算額の詳細は表40のとおりである。

表40 給付費の状況

(単位：件、千円)

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		
	件数	決算額	件数	決算額	件数	決算額	
居宅サービス	訪問介護	34,999	2,157,741	36,848	2,238,194	37,720	2,301,190
	訪問入浴介護	3,756	209,108	3,773	215,179	3,947	225,151
	訪問看護	10,436	389,345	10,441	408,030	10,637	429,333
	訪問リハビリテーション	1,954	55,307	2,211	62,735	2,399	69,748
	通所介護	22,129	1,360,311	24,377	1,559,235	27,118	1,793,970
	通所リハビリテーション	3,350	209,020	3,406	209,007	3,581	214,181
	福祉用具貸与	33,293	486,694	35,284	519,627	36,097	535,247
	短期入所	5,787	396,235	6,084	430,755	6,109	428,446
	居宅療養管理指導	22,365	169,973	26,037	202,586	29,222	229,033
	小規模多機能型居宅介護	306	62,369	549	109,159	591	116,816
	夜間対応型訪問介護	627	15,776	743	17,176	937	19,737
	認知症対応型通所介護	3,791	351,292	3,980	365,762	4,170	387,160
	認知症対応型共同生活介護	1,674	421,185	1,667	420,233	1,872	475,521
	特定施設入居者生活介護	7,797	1,534,365	8,846	1,738,356	9,885	1,945,346
居宅介護サービス計画費	48,545	648,346	51,388	713,213	53,499	748,500	
計		8,467,067		9,209,247		9,919,379	
施設サービス	介護老人福祉施設	10,564	2,692,557	10,388	2,665,933	10,471	2,700,568
	介護老人保健施設	4,742	1,226,402	4,846	1,271,180	4,868	1,283,109
	緊急時施設療養費	0	0	0	0	0	0
	介護療養型医療施設	2,646	911,484	2,422	842,178	2,212	764,929
	特定診療費	2,632	47,055	2,412	41,380	2,212	34,454
	特別療養費	0	0	2	2	53	275
計		4,877,498		4,820,673		4,783,335	
その他サービス	特定福祉用具販売	1,176	32,855	1,282	38,432	1,156	34,409
	住宅改修	899	88,288	902	86,418	875	78,258
	特定入所者介護サービス費	14,121	431,086	14,383	441,070	14,471	442,716
	特別給付	248	1,220	277	1,132	217	736
計		553,449		567,052		556,119	
介護予防サービス	介護予防訪問介護	20,112	373,124	19,929	366,160	19,943	364,356
	介護予防訪問入浴介護	33	1,045	40	1,503	33	1,180
	介護予防訪問看護	1,408	37,044	1,231	32,445	1,220	33,668
	介護予防訪問リハビリテーション	248	5,265	272	6,532	341	8,378
	介護予防通所介護	5,762	201,166	5,949	206,400	7,443	257,015
	介護予防通所リハビリテーション	119	5,145	287	12,351	815	32,817
	介護予防福祉用具貸与	5,678	42,849	6,394	44,334	7,009	45,536
	介護予防短期入所	77	2,381	89	2,968	90	2,723
	介護予防居宅療養管理指導	2,213	17,401	2,297	17,097	2,203	16,188
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,585	144,394	1,559	136,435	1,452	112,521
	介護予防認知症対応型通所介護	32	1,820	30	942	44	1,547
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	6	1,423	10	2,191
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	8	501	21	1,021
介護予防サービス計画費	25,369	117,294	25,610	119,885	27,028	126,504	
計		948,928		948,976		1,005,645	
合計		14,846,942		15,545,948		16,264,478	

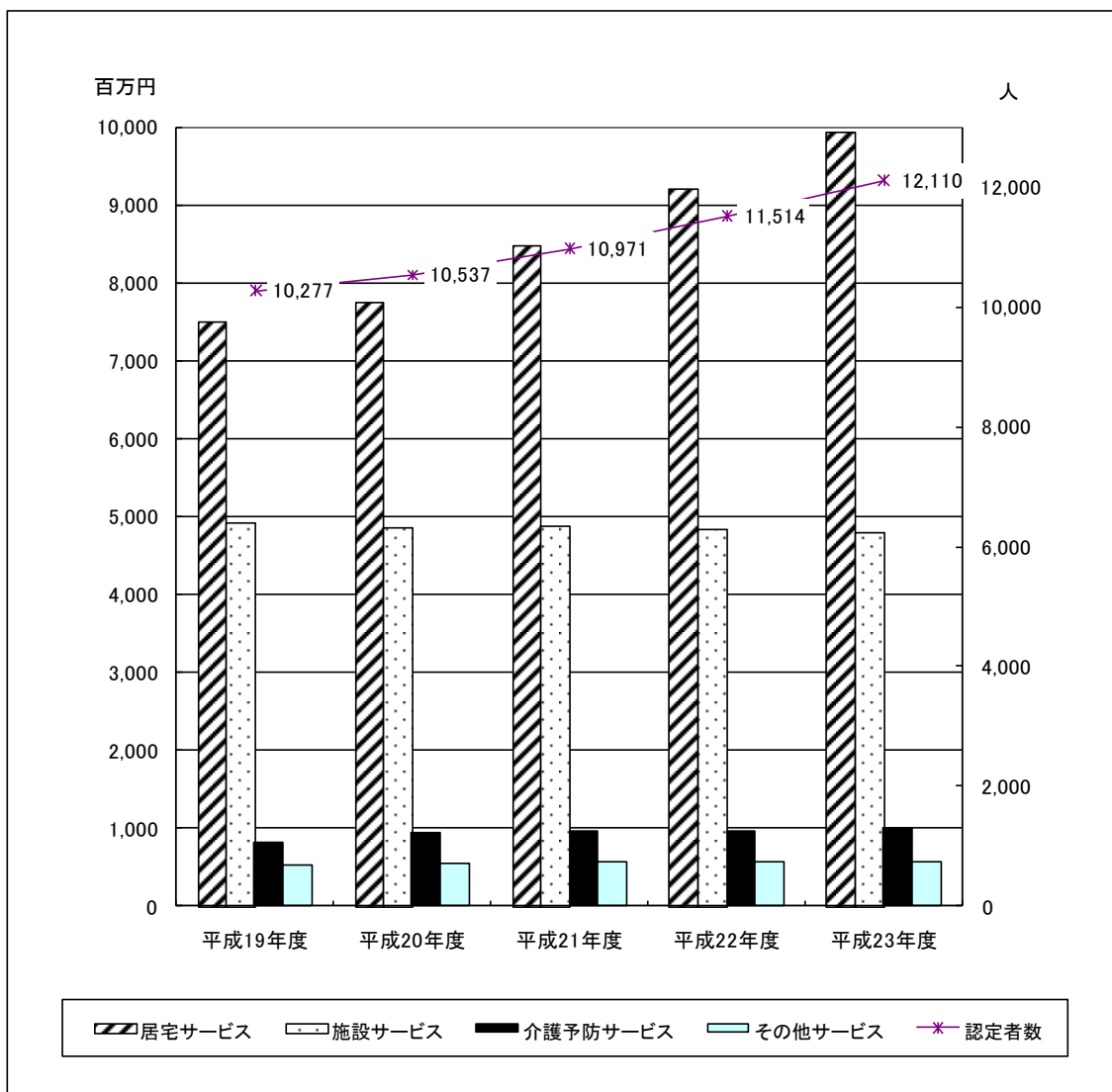
※高額介護サービスは事業者でなく利用者に支給されるため、ここでは除外している。

※決算額の計及び合計は、各サービス種類別に千円単位未満を四捨五入した数値の合計額を使用している。

※件数は、月ごとの支給件数を12か月分合計した数値である。

介護サービスを居宅・施設・介護予防・その他に大別し、それぞれの保険給付費決算額の推移をみると、認定者数が増加する中で、施設サービス費は微減傾向にあり、居宅サービス費は平成20年度から増加傾向が見られる。

グラフ4-1 認定者数及び給付費決算額の推移



※認定者数は平成20年～24年の各年4月末日現在の数値を参考として使用している。

利用者一人当たりの給付費（概算）は表42のとおりである。過去5年間の推移をみると、居宅サービスは毎年増加が続いているが、施設サービスは平成21年度以降、介護予防サービスは平成20年度以降、それぞれ横這いになっている。

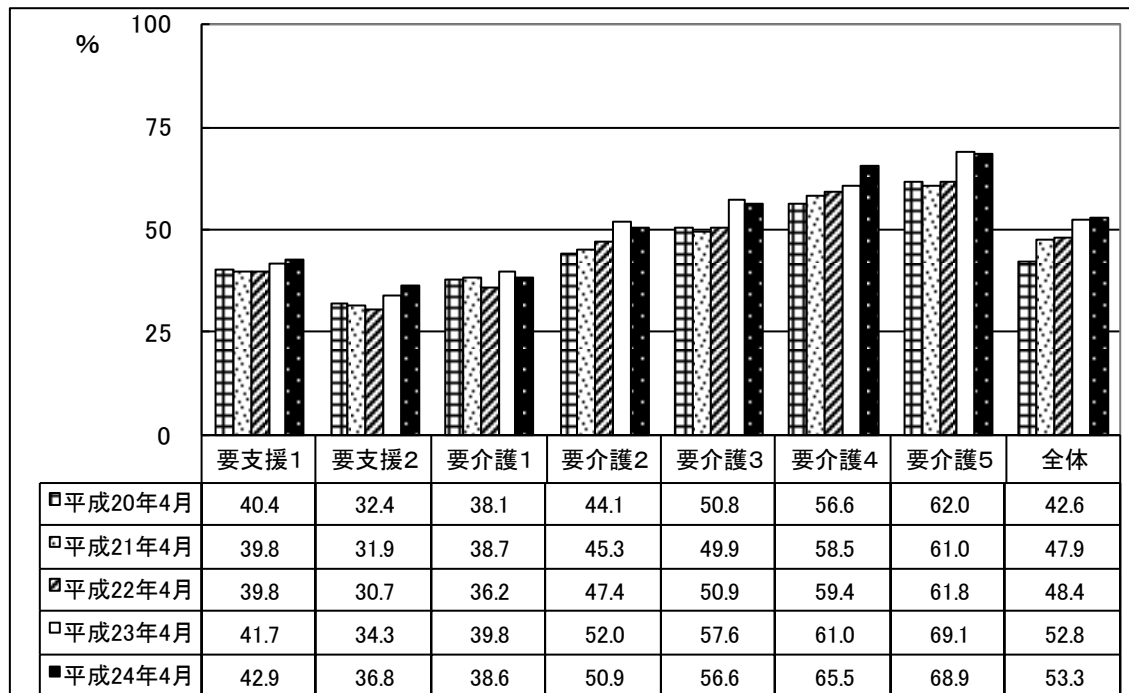
表4-2 利用者一人当たり給付費（概算）（単位：千円、人、％）

区 分		平成19年度	平成20年度 (伸率)		平成21年度 (伸率)		平成22年度 (伸率)		平成23年度 (伸率)	
居宅介護	居宅サービス費	7,499,404	7,751,766	3.4	8,467,067	9.2	9,209,247	8.8	9,919,379	7.7
	利用者数	48,201	47,052	-2.4	48,545	3.2	51,388	5.9	53,499	4.1
	一人当たり給付費概算（月額）	156	165	5.8	174	5.5	179	2.9	185	3.4
施設	施設サービス費	4,905,436	4,839,609	-1.3	4,877,498	0.8	4,820,673	-1.2	4,783,335	-0.8
	利用者数	18,667	18,499	-0.9	17,952	-3.0	17,656	-1.6	17,551	-0.6
	一人当たり給付費概算（月額）	263	262	-0.4	272	3.8	273	0.4	273	0.0
介護予防	介護予防サービス費	811,518	930,268	14.6	948,928	2.0	948,976	0.0	1,005,645	6.0
	利用者数	23,418	25,482	8.8	25,369	-0.4	25,610	0.9	27,028	5.5
	一人当たり給付費概算（月額）	35	37	5.7	37	0.0	37	0.0	37	0.0

※各年度の利用者数は、月ごとの利用者数を12か月分合計した数値。

要介護度別に設定されている支給限度額に対する利用額の割合を見ると、要支援2以上は、おおむね要介護度が高くなるにつれて利用割合が高くなっている。

グラフ4-3 介護度別支給限度額に対する利用割合



（単位：円）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額のめやす	49,700	104,000	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300
平成24年4月 平均利用額	21,325	38,267	63,994	99,164	151,532	200,537	246,756

5 地域支援事業

65歳以上の高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合も可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、平成18年度から「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる地域支援事業を実施している。

(1) 介護予防事業〔二次予防事業〕

① 高齢者把握事業

要介護認定されていない65歳以上の高齢者のうち、介護予防基本チェックリストや医療機関での生活機能評価を経て、要介護状態等になるおそれが高い虚弱な状態にある高齢者（特定高齢者）を把握する。

なお、特定高齢者は、地域包括支援センターで相談のうえ、以下②～⑤の事業に参加する。

【事業参加者】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加人数	108人	71人	135人	148人	135人

② 運動器の機能向上事業

運動機能が低下した特定高齢者を対象に、バランス能力や下肢能力の向上を図り、日常生活動作の低下防止を目的として高齢者施設等で実施している。

【実施状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
参加延べ人数	900人	498人	1,099人	1,159人	1,121人

③ 栄養改善事業

低栄養状態にある特定高齢者を対象に、「食」を通じて個々の食生活の改善と確立を目的として事業者施設等で実施している。

【実施状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施会場数	2会場	1会場	2会場	2会場	2会場
参加延べ人数	60人	38人	62人	153人	42人

④ 口腔機能向上事業

摂食・えん下機能が低下した特定高齢者を対象に、機能悪化の予防と口腔機能の向上を目的として事業者施設等で実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施会場数	2 会場	1 会場	2 会場	2 会場	2 会場
参加延べ人数	72 人	52 人	42 人	24 人	34 人

⑤ 閉じこもり予防等訪問事業

うつ、閉じこもり状態の特定高齢者を対象に、生活全般の改善と活性化を目的として介護福祉士等による相談・訪問事業を実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数	19 人	8 人	5 人	6 人	7 人
延べ訪問回数	73 回	38 回	26 回	31 回	35 回

(2) 介護予防事業〔一次予防事業〕

① 介護予防普及啓発事業

一般の高齢者(65歳以上の第1号被保険者)を対象に、介護予防の必要性・重要性を周知し、自主的な介護予防への取り組み、及び介護予防に対する認識の向上を目的として各種事業を実施している。

ア 運動器の機能向上事業

一般の高齢者を対象に、バランス能力や下肢能力の向上を図り、日常生活動作の低下防止を目的として高齢者施設等で実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施会場数	10 会場	8 会場	9 会場	7 会場	8 会場
参加延べ人数	1,464 人	861 人	831 人	906 人	1,275 人

※平成 19 年度実績は「体力づくり教室」と「筋力アップ教室」の合計。

※平成 20 年度実績は「体力づくり教室」と「体力づくり体験教室」の合計。

※平成 21 年度実績は「体力づくり教室」と「膝痛予防体操教室」の合計。

※平成 22 年度・平成 23 年度実績は「体力づくり教室」と「骨盤底筋向上体操教室」の合計。

イ 食生活改善事業

一般の高齢者を対象に、栄養状態の改善や個々の食生活の確立を目的として事業者施設等で実施した。

【実施状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施会場数	2会場	2会場	2会場	3会場	2会場
参加延べ人数	280人	106人	163人	241人	167人

※平成18年度は介護予防特定高齢者事業と同時開催。

※平成23年度をもって事業廃止。

ウ 介護予防講演会

介護予防の必要性を多くの区民に周知し、認識の向上を図ることを目的とした講演会を実施している。

【実施状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数	1回	2回	2回	1回	1回
参加延べ人数	85人	455人	225人	135人	428人

エ 介護予防総合講座

介護予防の基本となる運動・栄養・口腔・認知症などを取り上げたプログラムにより、一般の高齢者の健康づくりや社会参加を促す講座を高齢者会館で実施している。

【開催状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
会場数	5会場	4会場	4会場	5会場	5会場
参加延べ人数	971人	720人	563人	948人	1,112人

② 健康・生きがいづくり事業

一般の高齢者が身近な施設を利用して、介護予防につながる運動や講座を受ける機会を設けるとともに、意欲のある区民を介護予防の担い手として育成することを目的として高齢者施設で実施している。

【実施状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事業の種類	90種類	88種類	105種類	100種類	110種類
実施回数	1,197回	1,463回	1,581回	1,648回	1,840回
参加延べ人数	19,779人	23,332人	25,722人	28,279人	32,806人

(3) 包括的支援事業

①地域包括支援センター

平成 18 年 4 月の介護保険制度の改正にともない、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉等の向上、生活の安定のために必要な援助、支援等を包括的に行う中核機関として地域包括支援センターを設置した。4つの生活圏域（すこやか福祉センター圏域）ごとにそれぞれ2か所、計8か所あり、保健師(又は看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職員が、地域の高齢者に関する総合的な相談を受け付ける。

〈運営方法〉

社会福祉法人に委託

〈窓口開設時間〉

月～金曜日…午前9時～午後7時、土曜日…午前9時～午後5時

日曜日・祝日・年末年始…休業（緊急時は時間外や休業日も電話で対応）

〈主な業務内容〉

総合相談・支援、介護予防マネジメント、権利擁護や虐待防止の相談支援、包括的・継続的マネジメント

担当区域及び相談件数は表44、相談内容内訳は表45のとおりである。

表 4 4 担当区域及び相談件数

(平成23年度延べ件数 単位:件)

名 称	担 当 区 域	相 談 件 数
南中野	南台全域/弥生町3～6丁目と1, 2丁目(一部)	3,844
本 町	弥生町1, 2丁目(一部)/本町5, 6丁目と1～4丁目(一部)/中央3～5丁目(一部)	4,370
東中野	本町1～4丁目(一部)/中央1, 2丁目と3丁目(一部)/東中野1, 2, 4, 5丁目/中野1丁目(一部)	3,587
中 野	中央3～5丁目(一部)/東中野3丁目/中野2, 3, 6丁目と1, 4, 5丁目(一部)/上高田全域/新井1丁目(一部)	7,036
中野北	中野4, 5丁目(一部)/新井2～5丁目と1丁目(一部)/松が丘全域/江原町全域/江古田1丁目(一部)/野方2丁目と1丁目(一部)/大和町1, 2丁目(一部)	5,179
江古田	沼袋全域/江古田2～4丁目と1丁目(一部)/丸山1丁目と2丁目(一部)/野方3, 4丁目と5, 6丁目(一部)/若宮1丁目(一部)	5,248
鷺 宮	野方1, 5丁目(一部)/大和町3, 4丁目と1, 2丁目(一部)/若宮2, 3丁目と1丁目(一部)/白鷺1丁目	5,693
上鷺宮	丸山2丁目(一部)/野方6丁目(一部)/白鷺2, 3丁目/鷺宮全域/上鷺宮全域	4,396
合 計		39,353

表 4 5 相談内容別内訳

相談内容	構成比
介護保険関係	44%
その他	24%
他の機関との連携	13%
認知症	4%
ケアマネジャー支援	4%
予防ケアマネジメント	3%
権利擁護	3%
区のサービス	2%
地域支援事業	2%
実態把握訪問	1%

② 地域包括支援センター運営協議会

介護保険法第115条の46の規定に基づき、中野区の地域包括支援センターの公正及び中立性の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中野区地域包括支援センター運営協議会を平成17年11月に設置した。

※運営協議会の協議事項

中野区地域包括支援センター運営協議会設置要綱の規定に基づき次の事項を協議する。

- ・ 地域包括支援センターの設置に関する事
- ・ 地域包括支援センターの運営の評価に関する事
- ・ 多機関ネットワークの構築に関する事
- ・ 地域包括支援センターへの人材等の支援に関する事
- ・ その他、地域包括支援センターの運営に関する事

※委員構成及び任期

- ・ 定数は15人以内で、学識経験者2名、区内関係団体代表10名、被保険者代表3名で構成される。任期は平成26年1月までの2年間。

(4) 任意事業

① 高齢者成年後見制度利用支援

認知症高齢者等判断能力が不十分な方を保護する成年後見制度において申立人がいない場合に、区長が家庭裁判所に対し、後見人等審判請求を行う。

【実施状況】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
申立件数	20件	28件	17件	19件	25件

なお、本人が低所得者のために、後見人報酬を支払うことができない場合には、家庭裁判所の審判内容に従い、当該報酬の一部を補助する制度がある。

②権利擁護事業

平成 16 年 6 月よりアシストなかの(権利擁護センター／中野区社会福祉協議会)において、成年後見相談会等を実施してきた。平成 20 年 10 月に中野区成年後見支援センターを開設(中野区社会福祉協議会に事業委託)し、より一層の普及・利用促進を図るため、成年後見制度に関する相談や説明会等を実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
成年後見相談会	19 回	21 回	17 回	1 回	11 回
出張説明会等	23 回	24 回	7 回	32 回	9 回

③給付確認（介護費用適正化緊急対策事業）

介護サービス提供事業者からのサービス費用請求内容を記載した通知を、サービス利用者に送付し、内容の確認を行うことにより給付適正化を図っている。

通知対象者は居宅サービス利用者であり、通知内容は、サービスの利用年月、サービス提供事業者名及び種類、日数、費用額、利用者負担額である。

【実績】

発送時期	通知対象	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
7 月	1～3 月利用分	6,095 件	6,160 件	6,307 件	6,533 件	6,863 件
1 月	7～9 月利用分	6,329 件	6,272 件	6,492 件	6,780 件	7,100 件

④住宅改修理由書作成助成

居宅介護サービスを利用しておらず、ケアマネジャーと契約していない要介護等認定者が住宅改修を行う場合、住宅改修費請求に必要な理由書を専門知識を有するケアマネジャー等に作成してもらう際に要する費用の一部を助成する。

【助成実績】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
助成件数	104 件	99 件	161 件	100 件	186 件

⑤家族介護教室

認知症高齢者等、介護の必要な方を抱える家族を対象に、介護方法を学び家族間の交流を図ることを目的として実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	24 回 (4 会場)	24 回 (4 会場)	24 回 (4 会場)	24 回 (4 会場)	16 回 (4 会場)
参加延べ人数	251 人	259 人	231 人	271 人	300 人

⑥徘徊高齢者探索サービス

認知症による徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する方に対し、GPSを利用した探索システムで徘徊時の位置情報を提供することにより、徘徊高齢者の早期発見と安全の確保を図り、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図るために実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実人員	33 人	40 人	38 人	36 人	31 人
利用者延べ人数	273 人	279 人	283 人	277 人	255 人

⑦紙おむつサービス

65 歳以上の高齢者（平成 18 年度からは要介護 1 以上の方）に対して、紙おむつを月に 1 回支給している。

【事業実績】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
月平均利用者数	1,102 人	1,168 人	1,260 人	1,394 人	1,485 人
延べ利用者数	13,222 人	14,009 人	15,119 人	16,725 人	17,819 人

⑧緊急一時宿泊事業

介護者の急病、火事などの災害、家族からの虐待などにより在宅生活が困難な、おおむね 65 歳以上の高齢者に対し緊急時の一時宿泊事業(原則 6 泊 7 日)を実施している。

【事業実績】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
延べ利用日数	388 日	257 日	279 日	209 日	269 日
延べ利用者数	54 人	36 人	37 人	29 人	51 人

⑨介護サービス事業者育成支援

介護サービス事業者の質の向上、適正なサービス提供の支援を目的とし、介護サービス事業者への研修を実施している。

【介護サービス事業者等研修会実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	9 回	9 回	15 回	14 回	16 回
参加事業所数	669 事業所	680 事業所	1,011 事業所	899 事業所	943 事業所
参加人員	729 人	858 人	1,302 人	1,023 人	1,179 人

※研修の詳細は 51 ページの「②研修の実施」を参照。

⑩認知症サポーター養成講座

認知症高齢者をはじめとした、認知症への理解・普及啓発をすすめるため、地域のグループ・団体等を対象に認知症サポーター養成講座を実施している。

【開催状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回数	—	—	11 回	45 回	80 回
参加延べ人数	—	—	344 人	833 人	1,752 人

※平成 20 年度までは、認知症高齢者支援にかかわる事業として「認知症サポート講座」を実施していた。

6 介護保険料

(1) 第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の取り扱い

介護保険の被保険者は、中野区に住所を有する65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に区分され、保険料の徴収方法において取り扱いが異なる。第1号被保険者の保険料は保険者である中野区が賦課・徴収し、第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険者が医療保険の保険料と併せて徴収している。

(2) 第1号被保険者の保険料

区が徴収する第1号被保険者の保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間（以下この項において「計画期間」という。）ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して基準額を設定し、負担能力に応じた負担を求める視点から住民税課税状況や所得に応じた保険料率を設定することにより決まる。原則として同一の計画期間内には同一の保険料率が用いられる。

平成15年度からの介護保険料改定の経緯はおおむね次のとおりである。

ア 平成15年度から平成17年度（第2期計画期間）

年間収入に占める保険料の負担割合が第4・第5段階に比べ第1・第2段階の方が大きい状況を緩和するため、段階を6段階に増やし、各段階の料率の変更を行った。（保険料の基準額（年額）は40,800円。）

イ 平成18年度から平成20年度（第3期計画期間）

制度改正により第2段階の細分化と第8段階の新設を行うことでより応能的な負担を求めることとし、同時に平成17年税制改正に伴う激変緩和措置を平成20年度までの3年間に限りとることとした。（保険料の基準額（年額）は48,600円。）

ウ 平成21年度から平成23年度（第4期計画期間）

保険料段階区分を12段階に増やし、応能負担を更に強く求める保険料設定を行った。また、介護報酬増額改定に伴う保険料増額への影響を軽減するために「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」を活用し、併せて経済状況等の保険料増額への影響を軽減するために「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は48,900円。）

エ 平成24年度から平成26年度（第5期計画期間）

第4期の最高段階（第12段階）を細分化することにより、所得の高い層からの負担をきめ細かく設定する一方、制度改正による第3段階の細分化と特例

第4段階の維持により低所得者層にも配慮した。また、保険料増額への影響をなるべく抑えるため、「財政安定化基金交付金」及び「介護給付費準備基金」を活用した。（保険料の基準額（年額）は63,190円。）

第4期計画期間から第5期計画期間への介護保険料改定内容は表46、第5期計画期間における所得段階別保険料は表47のとおりである。

表46 保険料改定の比較

【第4期】

保険料段階		料率	年額	月額
第1段階		0.50	24,400	2,033
第2段階		0.55	26,800	2,233
第3段階		0.70	34,200	2,850
特例 第4段階	80万以下	0.85	41,500	3,458
第4段階	80万を超える	0.95	46,400	3,866
第5段階	125万未満	1.01	49,300	4,108
第6段階	150万未満	1.10	53,700	4,475
第7段階	200万未満	1.20	58,600	4,883
第8段階	350万未満	1.40	68,400	5,700
第9段階	500万未満	1.55	75,700	6,308
第10段階	700万未満	1.85	90,400	7,533
第11段階	1,000万未満	2.15	105,100	8,758
第12段階	1,000万以上	2.35	114,900	9,575

【第5期】

保険料段階		料率	年額	月額
第1段階		0.50	31,500	2,625
第2段階		0.55	34,700	2,891
特例 第3段階	120万以下	0.65	41,000	3,416
第3段階	120万を超える	0.70	44,200	3,683
特例 第4段階	80万以下	0.85	53,700	4,475
第4段階	80万を超える	0.95	60,000	5,000
第5段階	125万未満	1.01	63,800	5,316
第6段階	150万未満	1.10	69,500	5,791
第7段階	200万未満	1.20	75,800	6,316
第8段階	350万未満	1.40	88,400	7,366
第9段階	500万未満	1.55	97,900	8,158
第10段階	700万未満	1.85	116,900	9,741
第11段階	1,000万未満	2.15	135,800	11,316
第12段階	1,500万未満	2.35	148,400	12,366
第13段階	2,000万未満	2.70	170,600	14,216
第14段階	2,000万以上	3.00	189,500	15,791

表 4 7 第 5 期計画期間における所得段階別保険料（年額）

所得段階	区 分	料率	保険料年額
第 1 段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。	0.50	31,500
第 2 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下。	0.55	34,700
特例第 3 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下。	0.65	41,000
第 3 段階	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超えている。	0.70	44,200
特例第 4 段階	本人が特別区民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下で、他の世帯員が特別区民税課税。	0.85	53,700
第 4 段階	本人が特別区民税非課税で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超えていて、他の世帯員が特別区民税課税。	0.95	60,000
第 5 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円未満。	1.01	63,800
第 6 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が125万円以上150万円未満。	1.10	69,500
第 7 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が150万円以上200万円未満。	1.20	75,800
第 8 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が200万円以上350万円未満。	1.40	88,400
第 9 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満。	1.55	97,900
第 1 0 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満。	1.85	116,900
第 1 1 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満。	2.15	135,800
第 1 2 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満。	2.35	148,400
第 1 3 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満。	2.70	170,600
第 1 4 段階	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,000万円以上。	3.00	189,500

(3) 第1号被保険者の所得段階別内訳

各年度末現在における第1号被保険者の所得段階別被保険者数は表48のとおりである。

表48 所得段階別第1号被保険者数 (単位：人、%)

第4期中野区介護保険事業計画期間						
	平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第1段階	2,847	4.7%	2,953	4.8%	3,151	5.1%
第2段階	10,135	16.6%	10,282	16.8%	10,264	16.5%
第3段階	6,003	9.8%	6,319	10.3%	6,544	10.5%
特例第4段階	9,348	15.3%	9,025	14.7%	8,911	14.4%
第4段階	4,432	7.3%	4,529	7.4%	4,685	7.6%
第5段階	5,977	9.8%	6,262	10.2%	6,519	10.5%
第6段階	2,243	3.7%	2,339	3.8%	2,500	4.0%
第7段階	4,665	7.6%	4,668	7.6%	4,654	7.5%
第8段階	7,818	12.8%	7,666	12.5%	7,654	12.3%
第9段階	2,946	4.8%	2,819	4.6%	2,785	4.5%
第10段階	1,593	2.6%	1,567	2.6%	1,557	2.5%
第11段階	1,126	1.8%	1,055	1.7%	1,074	1.7%
第12段階	1,909	3.1%	1,714	2.8%	1,744	2.8%
合計	61,042	100.0%	61,198	100.0%	62,042	100.0%

(4) 第1号被保険者の保険料の減免(介護保険条例第24条第1項該当の一般減免)

震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた時など減免要件に該当し、やむをえない理由があると認める時に適用される。平成23年度の承認件数は火災によるものが2件・減免額(調定額)99,500円、風水害によるものが5件・減免額(調定額)139,800円となった。

(5) 第1号被保険者の保険料の減額(中野区の独自減額)

生活に困窮し、介護保険料の納付が困難な方に対して、平成15年度から区独自の保険料の減額制度を導入し、平成18年度からは第1段階から第3段階に属している方を対象に実施した。

減額の要件(収入のほか、資産などが一定の条件)に該当した場合に適用される。

表 4 9 平成 2 3 年度の保険料減額承認決定状況 (単位：件、円)

区 分	減額後の保険料	件数	減額調定額
第 1 段階の場合	12,200円 第1段階の保険料額 × 1/2	0	0
第 2 段階の場合	13,400円 第2段階の保険料額 × 1/2	26	325,000
第 3 段階の場合	26,800円 第3段階の保険料額 → 第2段階の保険料額	4	29,600
計		30	354,600

(6) 第 1 号被保険者の徴収方法別収納状況

第 1 号被保険者の保険料は、原則として老齢（退職）年金、遺族年金・障害年金から予め保険料を天引きする方法（特別徴収）により徴収するが、年金の年額が 18 万円未満の場合や年度途中で 65 歳に到達した場合等は、区が送付する納付書又は口座振替により保険料を納付する方法（普通徴収）により徴収する。なお、平成 18 年 7 月より介護保険料のコンビニエンスストアでの収納を開始した。

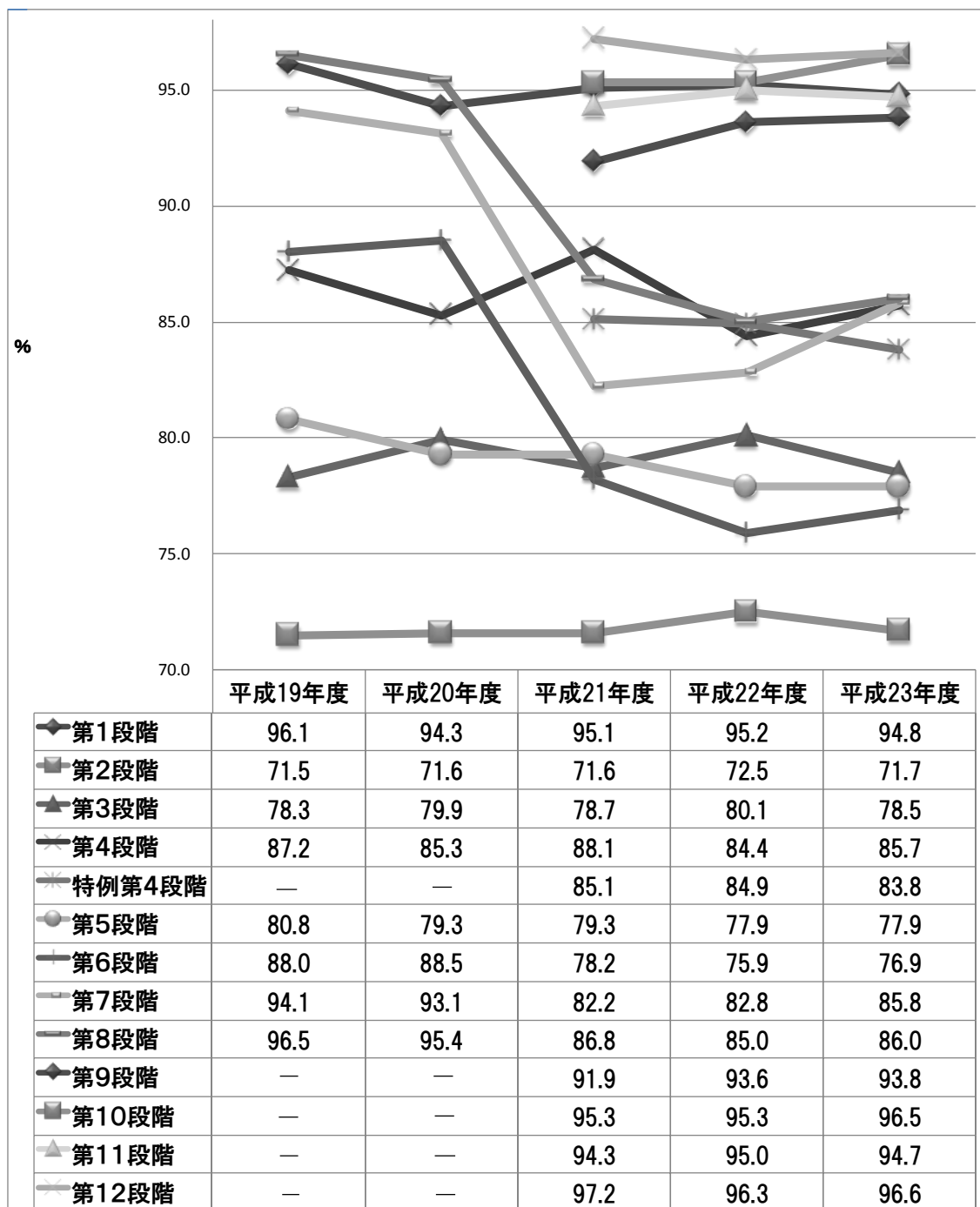
所得段階別の特別徴収対象者及び普通徴収対象者の人数は表 50 のとおりである。おおむね被保険者全体の 4/5 が特別徴収、1/5 が普通徴収である。

表 5 0 所得段階別特別徴収対象者数・普通徴収対象者数 (単位：人)

第 4 期中野区介護保険事業計画期間									
区分	平成21年度末			平成22年度末			平成23年度末		
	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計	特別徴収	普通徴収	計
第1段階	902	1,945	2,847	920	2,033	2,953	973	2,178	3,151
第2段階	7,883	2,252	10,135	7,961	2,321	10,282	7,955	2,309	10,264
第3段階	5,543	460	6,003	5,868	451	6,319	6,071	473	6,544
特例第4段階	7,419	1,929	9,348	7,246	1,779	9,025	7,027	1,884	8,911
第4段階	4,250	182	4,432	4,350	179	4,529	4,514	171	4,685
第5段階	4,904	1,073	5,977	5,193	1,069	6,262	5,290	1,229	6,519
第6段階	1,921	322	2,243	2,010	329	2,339	2,143	357	2,500
第7段階	4,014	651	4,665	4,090	578	4,668	3,995	659	4,654
第8段階	6,797	1,021	7,818	6,768	898	7,666	6,672	982	7,654
第9段階	2,523	423	2,946	2,437	382	2,819	2,394	391	2,785
第10段階	1,328	265	1,593	1,328	239	1,567	1,294	263	1,557
第11段階	926	200	1,126	880	175	1,055	874	200	1,074
第12段階	1,479	430	1,909	1,340	374	1,714	1,350	394	1,744
合計(人)	49,889	11,153	61,042	50,391	10,807	61,198	50,552	11,490	62,042
比率(%)	81.7	18.3	100.0	82.3	17.7	100.0	81.5	18.5	100.0

普通徴収の所得段階別収納率はグラフ 51 のとおり推移している。

グラフ 5 1 普通徴収の所得段階別収納率の推移



※収納率には、還付未済額を含まない。

第1号被保険者の介護保険料の収納状況は表52のとおりである。

表52 第1号被保険者保険料収納状況

〔調定額の推移〕（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特別徴収調定額	2,597,881	2,656,226	2,577,363	2,587,112	2,592,377
普通徴収調定額	506,182	503,747	474,716	454,830	454,654
滞納繰越分普通徴収調定額	118,211	130,654	135,859	129,446	123,571
合 計	3,222,274	3,290,627	3,187,938	3,171,389	3,170,602

〔収入額の推移（還付未済額を含む。）〕（単位：千円）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特別徴収収入額	2,605,645	2,663,027	2,585,317	2,594,594	2,599,144
普通徴収収入額	435,153	429,396	408,709	389,589	389,911
滞納繰越分普通徴収収入額	18,624	17,797	18,004	15,405	16,599
合 計	3,059,422	3,110,220	3,012,030	2,999,588	3,005,654

〔収納率の推移〕

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
現年度分特別徴収保険料	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%	100.3%
現年分普通徴収保険料	86.0%	85.2%	86.1%	85.7%	85.8%
滞納繰越分普通徴収保険料	15.8%	13.6%	13.3%	11.9%	13.4%
合 計	94.9%	94.5%	94.5%	94.6%	94.8%

7 介護サービスの基盤整備

(1) 介護保険施設等の現況（平成24年4月現在）

施設等の種別	施設等の数	定員
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	8施設	630名
介護老人保健施設	1施設	100名
介護療養型医療施設	2施設	195名
短期入所生活介護（ショートステイ）※専用床のみ	8施設	81名
特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）	6施設	313名
特定施設入居者生活介護（ケアハウス）	1施設	60名
通所介護（デイサービス）	56事業所	1,016名

(2) 地域密着型サービス

介護が必要になった高齢者が住み慣れた地域で暮らせることをめざし、平成18年度の介護保険法の改正により創設されたサービスで、地域の特性に応じたサービス提供が行えるよう、事業者の指定等が東京都から区に移管された。

① 地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス事業者の指定、指定基準・介護報酬の設定について意見を聴くため、中野区地域密着型サービス運営委員会を設置した。

委員の定数は7名、任期は2年である。平成24年4月現在、学識経験者1名、区内関係団体代表3名、被保険者代表3名で構成されている。現在、第4期中野区地域密着運営委員会が設置され、任期は平成26年3月までとなっている。平成23年度は3回開催した。

② 整備の現況（平成24年4月現在）

施設等の種別	施設等の数	定員
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	11施設	163名
認知症対応型通所介護	10事業所	149名
小規模多機能型居宅介護	4事業所	99名
夜間対応型訪問介護	1事業所	100名

日常生活圏域別整備状況は表 53 のとおりである。

表 5 3 日常生活圏域別整備状況 (単位：箇所、人 平成 24 年 4 月現在)

区 分	南部		中部		北部		鷺宮		合計	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
認知症対応型共同生活介護	2	36	2	44	3	38	4	45	11	163
認知症対応型通所介護	1	22	2	36	4	45	3	46	10	149
小規模多機能型居宅介護	2	50	1	25	1	24	—	—	4	99
夜間対応型訪問介護	箇所数1 定員100								1	100

(3) 施設整備の進捗状況

①平成 23 年度施設整備等介護サービス基盤整備の状況

- ・ 認知症対応型共同生活介護 1 施設 (中央一丁目)
平成 23 年 11 月
既存の 2 ユニット (定員 18 名) に、3 ユニット目 (8 名) が加わった。
- ・ 特別養護老人ホーム 1 施設 (東中野五丁目)
定員 50 名、短期入所生活介護 5 名、居宅介護支援事業
区有地を活用した整備で、平成 25 年 4 月開設予定とし、平成 23 年 12 月工事着手した。
- ・ 上高田一丁目所有地活用による地域の福祉インフラ整備
ア 小規模多機能型居宅介護 登録定員 25 名 通所 15 名 宿泊 7 名
イ 認知症対応型共同生活介護 定員 18 名
ウ 都市型軽費老人ホーム 定員 10 名
所有地を活用した整備で、平成 24 年 2 月竣工し、平成 24 年 4 月開設した。

②第 4 期事業計画期間内の整備の進捗状況

	第4期事業計画整備目標		第4期整備実績 (整備中を含む)	
	施設数	定員	施設数	定員
認知症対応型共同生活介護	4	42	4	62
小規模多機能型居宅介護	6	50	2	50
小規模特別養護老人ホーム	1	29	0	0
特別養護老人ホーム	1	70	1	50

(4) 江古田の森保健福祉施設

江古田の森保健福祉施設の整備・運営事業事業権契約に基づく運営協議会を設置し、運営事業について協議した。委員は社会福祉法人南東北福祉事業団3名、中野区3名の6名で構成され、平成23年度は3回開催した。

【施設運営状況】

平成24年3月現在

事業内容	定員	利用実績	備考
介護老人福祉施設	100名	98名	
短期入所生活介護	20名	20名	専用床
通所介護(一般型)	30名	30名	
認知症対応型通所介護	12名	9名	
居宅介護支援事業所	—	131名	
訪問介護	—	375名	※
介護老人保健施設	100名	102名	
通所リハビリテーション	40名	34名	
訪問リハビリテーション	—	320名	※
特定施設入居者生活介護(ケアハウス)	60名	57名	

※訪問介護と訪問リハビリテーションは月の合計で、その他の項目は3月末日の利用人数

8 介護保険の円滑な利用のための各種施策

(1) 利用者負担の軽減

① 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成

平成14年4月から、事業者が介護保険サービス（介護老人福祉施設、通所介護、短期入所介護、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、訪問リハビリ、通所リハビリ等計13サービス）の提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難な利用者に対し、利用者負担額の軽減を行った場合、その費用の一部を事業者に助成する制度を実施している。生計困難者に対する利用負担軽減に係る実績は表54のとおり推移している。

表54 生計困難者に対する利用者負担軽減に係る助成実績（単位：件、千円）

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	208	260	189	332	183	312	173	373	130	256

② 高額介護サービス費の支給

介護サービス利用者は、利用の際に介護サービス費用の1割を負担するが、住民税の課税状況等によって、1か月あたりの上限額が設けられており、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給される。

高額介護サービス費の支給実績は表55のとおりである。なお、平成17年10月から、区市町村民税世帯非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方について、上限額が24,600円から15,000円に引き下げられた。

表55 高額介護サービス費支給実績（単位：件、千円）

区分	高齢福祉年金受給者等		世帯全員が住民税非課税				左記以外の世帯		合計	
	上限額15,000円/月		上限額15,000円/月		上限額24,600円/月		上限額37,200円/月			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成19年度	3,143	33,296	14,614	174,411	3,157	18,589	3,080	16,309	23,994	242,605
平成20年度	3,388	35,757	15,959	184,390	3,493	19,975	3,053	14,903	25,893	255,025
平成21年度	3,732	41,667	16,476	197,971	3,635	22,763	3,022	15,022	26,865	277,423
平成22年度	4,116	46,775	17,386	211,147	3,764	24,755	3,201	17,246	28,467	299,923
平成23年度	4,549	49,423	17,556	215,585	4,173	27,479	3,239	15,584	29,517	308,071

③ 高額介護サービス費等資金貸付事業（介護保険保健福祉事業）

高額介護サービス費は、申請後支給されるまで2～3か月かかるため、その間資金が必要な方に、高額介護サービス費等資金貸付基金を運用し高額介護サービス費相当額の貸付（無利子）を行ってきた。これまでの貸付実績は表 56 のとおり推移しており、年々件数が減少していることから事業継続の必要性が低いと判断し、平成 23 年度をもって事業を廃止した。

なお、事業廃止に伴い、高額介護サービス費等資金貸付基金は解散し、介護給付費準備基金に積み立てることとした。

表 5 6 高額介護サービス費等資金貸付事業実績 (単位：件、円)

区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
実績	30	598,692	19	355,453	18	282,345	11	192,073	5	89,436

④ 負担限度額認定（特定入所者介護サービス費）

介護保険制度の改正により、平成 17 年 10 月から介護保険施設等の居住費と食費は利用者が負担することになった。このため、所得の低い方には「負担限度額」を設け、施設には平均的な費用（基準費用額）と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み（補足給付）が設けられた。ショートステイの利用にもこの制度が適用される。補足給付の対象となるのは、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方であり、具体的には表 57 のとおりである。

表 5 7 段階別負担限度額認定対象者

利用者負担段階	対 象 者
第 1 段階	区市町村民税世帯非課税の老齢年金受給者・生活保護受給者
第 2 段階	区市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第 3 段階	区市町村民税世帯非課税世帯で、利用者負担段階が第 2 段階以外の方（課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方など）

上記以外の方は利用者負担第 4 段階となり、基準費用額を支払う。居住費の負担限度額は表 58 のとおりで施設の種類及び居室により異なり、食費の負担限度額は表 59 のとおりである。

表 5 8 居住費の負担限度額 (日額)

		負担限度額			基準費用額
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
多床室 (相部屋)		0円	320円	320円	320円
従来型個室	特養等	320円	420円	820円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型準個室		490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型個室		820円	820円	1,640円	1,970円

表 5 9 食費の負担限度額 (日額)

負担限度額			基準費用額
第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	
300円	390円	650円	1,380円

負担限度額認定者数の実績は表 60 のとおりである。

表 6 0 負担限度額認定者数 (単位: 人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第 1 段階	231	251	282	276	257
第 2 段階	954	984	1,064	1,116	922
第 3 段階	282	293	323	356	477
計	1,467	1,528	1,669	1,748	1,656

⑤ 旧措置者の減額認定

介護保険法施行日において特別養護老人ホームに入所している方については、負担の激変緩和措置として、旧措置時代の費用徴収額を上回らないように特例として減額措置がとられている。平成 23 年度末現在の旧措置入所者の利用負担減免者数は表 61 のとおり推移している。

表 6 1 旧措置入所者利用負担減免認定者数 (単位: 人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
減 額	27	20	17	11	7
免 除	37	26	21	20	19
計	64	46	38	31	26

⑥ 高額医療・高額介護合算療養費制度

平成 21 年度から高額医療・高額介護合算療養費の支払いを開始した。

同じ医療保険に加入する世帯内で、毎年 8 月からの 1 年間（平成 20 年度にかかる分は平成 20 年 4 月から平成 21 年 7 月まで）に医療と介護の両方に自己負担があり、その合計額が限度額を超えた場合に、超えた金額を支給する。

算定対象となるのは介護保険のサービス費用の 1 割相当分（医療保険は 1 割から 3 割相当分）であり、入院時の食費、居住費、日用品費、差額ベッド代などは対象外となる。また、高額療養費や高額介護サービス費として支給された額は算定対象から除かれる。

高額医療・高額介護合算療養費の支給実績は表 62 のとおりである。

表 6 2 高額医療・高額介護合算療養費 支給実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支給件数	603件	1,782件	360件
支給金額	23,415,343円	58,760,962円	10,324,012円

⑦ 制度移行措置対象者（障害者施策によるホームヘルプサービス利用者）に対する利用負担額の減額

65 歳になる前の 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、平成 18 年 4 月 1 日以降に 65 歳に到達したことで介護保険のサービス利用対象となった方について、自己負担額を全額免除する制度が設けられている。平成 23 年度に中野区で減額対象となった方はいなかった。

(2) 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、1事業計画期間（3年間）を通じての介護保険財政の安定的な運営を支えるため、平成12年4月の介護保険制度開始時に設置された。

第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護給付費用等の推計を基に算出され、納付された介護保険料は、介護給付費の一定割合（平成21～23年度は約20%）に充当される。

この介護保険料収入が、介護給付費に充当すべき介護保険料相当分を上回った場合には介護給付費準備基金に積み立てられ、下回った場合には不足分について介護給付費準備基金を取り崩す。

このような基金の運用により、介護保険の収支を均衡させ、同時に後年度の費用不安に備える機能をもっている。

第2期介護保険事業計画期間（平成15～17年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき介護給付費準備基金を活用し、3年間で合計327,238,704円を取り崩した。

第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においても介護給付費準備基金の活用を予定していたが、第3期の3年間を通じて保険料収入が介護サービス費用の財源とすべき分を上回ったため、取り崩しはなく、余剰金を基金に積み立てた。

第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）では、介護保険料の上昇幅を抑えるため、介護保険事業計画に基づき8億円の取り崩しを予定したが、結果として、3年間で合計507,077,737円を取り崩すこととなった。

なお、安定的な財政運営を支える仕組みとして、都道府県に財政安定化基金が設置されている。各市区町村において介護給付費準備基金を取り崩してもなお不足が生じた場合には、この財政安定化基金から借り入れ、次期計画期間における保険料に上乗せして徴収し、返還する。

これまでの介護給付費準備基金の運用状況は表 63 のとおりである。

表 6 3 介護給付費準備基金の運用状況 (単位：円)

		積立て(+)	取崩し(-)	残高
第1期	平成12年度	679,183,637		679,183,637
	平成13年度	318,049,663		997,233,300
	平成14年度		570,229	996,663,071
	第1期中運用果実(利息)	172,163		996,835,234
第2期	平成15年度	19,827,513		1,016,662,747
	平成16年度		193,735,317	822,927,430
	平成17年度		153,330,900	669,596,530
	第2期中運用果実(利息)	2,842,727		672,439,257
第3期	平成18年度	294,526,696		966,965,953
	平成19年度	313,503,277		1,280,469,230
	平成20年度	305,096,002		1,585,565,232
	第3期中運用果実(利息)	14,870,393		1,600,435,625
第4期	平成21年度	33,890,549		1,634,326,174
	平成22年度		200,767,286	1,433,558,888
	平成23年度		340,201,000	1,093,357,888
	第4期中運用果実(利息)	18,410,833		1,111,768,721

※運用果実(利息)は1期(3年分)をまとめて記載している。

※第4期の残高は、平成24年5月末日現在の残高から、第5期にかかわる積立額(高額介護サービス等資金貸付基金廃止に伴う繰入金15,000千円)を除いたものである。

(3) 介護従事者処遇改善臨時特例基金

平成21年度の介護報酬改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、平成20年度に「介護従事者処遇改善特例交付金」が国庫補助金として交付された（交付額は約2億9百万円）。この交付金を介護保険料の補助として3年間運用するため、「中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金」を創設し、全額を積み立てた。

設置後は、第4期介護保険事業計画期間における第1号被保険者保険料の増加額を軽減するための財源として、また、第4期介護保険料の軽減に係る広報啓発に要する費用の財源として基金を活用した。

その後、中野区介護従事者処遇改善臨時特例基金条例に基づき、平成23年度末をもって基金は解散した。最終残高は5,543,646円となり、これに管理口座解約時利息を加えた額について、平成24年度中に国庫への返還を予定している。

これまでの介護従事者処遇改善臨時特例基金の運用状況は、表64のとおりである。

表64 介護従事者処遇改善臨時特例基金の運用状況 (単位:円)

	積立て(+)	取崩し(-)	残高
基金設置 原資受け入れ	209,069,886		209,069,886
広報・周知経費として活用		2,542,765	206,527,121
平成20年度小計	209,069,886	2,542,765	206,527,121
1号保険料の補助財源として活用		131,385,765	75,141,356
広報・周知経費として活用		4,128,110	71,013,246
運用果実(利子)	74,626		71,087,872
平成21年度小計	74,626	135,513,875	71,087,872
1号保険料の補助財源として活用		65,582,521	5,505,351
広報・周知経費として活用			5,505,351
運用果実(利子)	36,042		5,541,393
平成22年度小計	36,042	65,582,521	5,541,393
1号保険料の補助財源として活用			5,541,393
広報・周知経費として活用			5,541,393
運用果実(利子)	2,253		5,543,646
基金廃止 国庫へ返還		5,543,646	0
平成23年度小計	2,253	5,543,646	0

(4) 事業者支援等

介護サービスの質の向上を図り適正なサービスを提供するため、介護保険事業者に対し、職員の確保や定着支援、職種や職層に応じた研修を実施している。

① 介護職員の確保・定着支援

ア 「中野区介護雇用プログラム」の実施

区が委託した介護事業者が、無資格の離職失業者等を有期雇用（6か月以内）し、介護補助業務に従事させながら資格を取得させる。プログラム終了後は正規雇用に繋げる。区はその間の給与、受講料等を委託料として支払う。

【実施状況】

委託事業者数：3事業者

雇用実績：6名

イ 介護従事者定着支援事業の実施

○資格取得経費助成

介護保険施設等の介護従事者に対し、介護福祉士受験費用を助成する。

【実施状況】

申請事業者数：13事業者

助成人数：24名

○外部研修受講費用助成

24時間・365日対応のサービスを提供している介護保険施設の介護従事者が、外部の研修などに参加した際の受講費用を助成する。

【実施状況】

申請事業者数：12事業者

② 研修の実施

ア 介護サービス事業所職員研修

介護サービス事業所の職員を対象に、サービスの質の向上や定着・育成支援を目的として、キャリアアップを図るための研修を実施している。

【実施状況】

研修名	実施回数	参加延べ人数
管理者研修	2回	63人
中堅職員研修	1回	49人
新任研修	1回	88人
介護従事者研修	4回	363人

イ 介護事業所サービス提供責任者研修

サービス提供責任者の役割と実務、医師会との共催による医学知識などの内容で研修を実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	3回	3回	3回	4回	2回
参加延べ人数	230人	241人	175人	297人	104人

ウ 介護従事者育成研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護職員を対象に、燃え尽きないための心のケア研修を実施している。

【実施状況】 1回 67人参加

エ ケアマネジャー研修

ケアマネジメント事業者のケアマネジャーに対して、介護を必要とする利用者への適正かつ効果的なケアを行うための運営基準や費用額の算定、認知症高齢者のケアプラン作成、医師会との共催による医学知識など、ケアマネジメント能力の向上を目指した研修を実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	3回	4回	4回	2回	3回
参加延べ人数	265人	395人	316人	203人	272人

オ 地域ケアマネ支援研修

地域包括支援センターと地域ケアマネジャーとの関わり、連携を深めるための研修を地域包括支援センターと共同で実施している。

【実施状況】 1回 79人参加

カ 虐待に関する研修

介護保険施設や介護サービス事業所の介護従事者に対して、高齢者虐待について早期発見や対応についての研修を実施している。

【実施状況】 2回 94人参加

③ 地域包括支援センターによるケアマネジャー支援

ア 個別ケースにおけるケアマネジャー支援

地域包括支援センターでは、高齢者ひとりひとりの状態の変化に対応した長期的なケアマネジメントを支援するため、ケアマネジャーの日常的な相談・指導にあたり、対応能力の向上に努めている。

【支援実績】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ケアマネジャー支援	1,871 件	3,374 件	3,903 件	3,068 件	3,279 件
他機関関連相談	3,681 件	5,803 件	7,678 件	10,212 件	11,990 件

イ ケアマネジャー支援関連事業

ケアマネジメント能力の向上や、生活圏域ごとのケアマネジャーの交流のための研修等を、単独又は他の地域包括支援センターと共同して実施している。

【実施状況】

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	13 回	13 回	21 回	26 回	22 回
参加延べ人数	271 人	356 人	551 人	642 人	715 人

④ 中野区介護サービス事業所連絡会への支援

中野区内の介護サービス事業所が、相互の交流と連帯により、サービス水準の維持、向上を図るとともに、社会的サービス制度の改革などに資する活動を行うことを目的として設立し、毎月運営会議を開催している。また、サービス種別毎の部会活動も活発であり、5部会（介護支援専門員部会、訪問介護部会、通所介護部会、グループホーム部会、福祉用具・住宅改修部会）で研修会を開催するなど積極的な運営を行っている。

区では、介護サービス事業者研修を共催で実施するなど、部会との連携を深め、定期的な情報提供や意見交換等を行っている。

(5) 介護保険サービス事業者への指導

介護サービスの適正な運営と質の向上を図ると共に、利用者が安心して必要なサービス提供を受けられるよう、介護サービス事業者に対して、訪問調査等を実施し、指導を行っている。また、前年度に指導を行った事業所を再訪問し、改善の徹底を図るためのフォロー指導を行っている。平成 23 年度の調査指導実績は表 65 のとおりである。

表 65 介護サービス別調査指導事業所数 (単位：事業所)

	居宅介護 支援	訪問介護	介護予防 支援	通所介護	福祉用具 販売貸与	通所 リハビリ テーション	認知症 対応型 共同生活介護	認知症 対応型 通所介護	小規模 多機能型 居宅介護	夜間 対応型 通所介護	合計
事業所数	5	5	0	2	2	0	2	0	0	0	16
フォロー 指導数	4	4	0	3	0	1	4	1	2	1	20

(6) 事故報告

平成 23 年度の介護サービスにおける事故報告は 239 件であった。サービス種別の受理件数は表 66 のとおり推移している。

表 66 介護サービス別事故報告件数 (単位：件)

サービス種別	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設サービス	73	52	68	73	71
居宅サービス等	58	68	88	126	168
合計	131	120	156	199	239

(7) 苦情調整

介護保険に関して、平成 23 年度は 114 件の苦情を受け付けた。苦情の申立人別の内訳は表 67 のとおり推移している。

表 67 苦情申立人別苦情の内訳 (単位：件)

年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
本人	112	173	114	64	85
家族	49	31	38	25	26
ケアマネジャー	2	2	1	0	1
事業者・施設	3	2	2	0	0
その他	6	2	4	5	2
合 計	172	210	159	94	114

苦情の具体的な内容とその対応状況の推移は、表 68 及び表 69 のとおりである。

表 68 苦情内容別内訳 (単位：件)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①要介護認定	4	2	0	0	2
②保険料	114	165	109	62	74
③ケアプラン	8	6	3	0	0
④サービス提供・保険給付	41	29	37	29	36
合 計	167	202	149	91	112
(再掲) ●サービスの種類 (予防含む)	—	—	—	—	—
居室介護支援	14	3	6	8	8
訪問介護	5	5	12	8	9
その他	22	21	19	13	19
(再掲) ●苦情内容	—	—	—	—	—
サービスの質	7	2	8	9	7
従事者の態度	15	10	19	7	11
利用者負担	0	1	0	1	0
その他	19	15	10	12	18
⑤その他	5	8	10	3	2
合 計	172	210	159	94	114

表 69 苦情への対応 (単位：件)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
①申立者に説明・助言	142	182	137	68	92
②当事者間を調整等	26	24	22	26	20
③他機関を紹介等	3	2	0	0	0
④その他	1	2	0	0	2
合 計	172	210	159	94	114

(8) 東京都介護保険審査会への審査請求状況

平成 23 年度に区が行った要介護等認定などの行政処分に対する「東京都介護保険審査会」への審査請求件数は0件であった。これまでの状況（平成 24 年3月末現在）は表 70 のとおりである。

表 70 東京都介護保険審査会への審査請求状況内訳 (単位：件)

年 度	請求件数	審査結果				
		棄却	原処分取消	却下	取り下げ	継続中
平成21年度	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0
平成23年度	0	0	0	0	0	0

9 介護保険制度の広報活動

(1) 第1号被保険者に対する個別広報

65歳の年齢到達者に対して、介護保険被保険者証と併せて小冊子「介護保険のしおり」を送付している。また、65歳以上の第1号被保険者全員に対して、介護保険料の納入通知書等送付時（年金からの天引きにより納付する特別徴収者は年1回、年金からの天引き以外の、納付書等により納付する普通徴収者は年2回）に介護保険の仕組みや利用方法等を掲載した「なかの介護保険だより」等を同封している。

(2) 区報掲載

平成23年4月から平成24年3月までに区報掲載した主な介護保険関連記事は以下のとおりである。

平成23年4月	保健福祉審議会介護保険部会傍聴の案内
5月	介護保険負担限度額認定の案内
6月	介護支援専門員(ケアマネジャー)実務研修受講試験の案内 保健福祉審議会介護保険部会傍聴の案内 地域包括支援センターの案内 65歳以上の方への介護保険料決定通知書送付のお知らせ
7月	介護給付費通知送付のお知らせ
10月	「介護の日」イベントの案内
11月	保健福祉審議会介護保険部会傍聴の案内 平成22年度介護保険の運営状況の公表 第5期介護保険事業計画素案概要、意見募集のお知らせ
12月	高額医療・高額介護合算療養費の申請のお知らせ
平成24年1月	介護認定調査員募集 介護給付費通知送付のお知らせ
2月	介護保険と確定申告の案内 第5期介護保険事業計画(案)パブリックコメントのお知らせ 保健福祉審議会介護保険部会傍聴の案内
3月	65歳以上の普通徴収の方へ介護保険料決定通知書の送付案内

※ 上記の他に、地域支援事業の催し案内を毎月掲載している。

(3) ホームページ

中野区のホームページ上で介護保険制度の概要、認定申請の方法や介護サービスの利用方法の情報提供を行っている。合わせて認定申請書や居宅サービス計画届などの申請書、届出書のダウンロードができる。

(4) 「介護の日」の啓発活動

「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に、平成20年度より、11月11日が「介護の日」として定められた。「介護の日」には、介護に対する理解と認識を深め、介護サービス利用者、介護を行う家族、介護従事者等を支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、国及び自治体が高齢者や障害者等に対する介護に関わる啓発を重点的に実施する。

区では、平成23年度の「介護の日」にかかわる啓発事業を、中野区介護サービス事業者連絡会との共催により以下のとおり実施した。

【実施期間】

平成23年11月1日から11月7日まで

【実施内容】

i 相談コーナーの設置

区役所1階の区民ホールに相談コーナーを設置して来庁する区民の相談に応じ、地域包括支援センターを紹介する等を行った。また、高齢者福祉にかかわる各種パンフレットを展示し、介護保険制度、認知症、高齢者虐待等について周知を行った。

ii 福祉用具展示コーナーの設置

区役所1階の区民ホールに福祉用具展示コーナーを設置し、介護ベッド、ポータブルトイレ、自動昇降機等の福祉用具を展示し、使用方法の説明等を行った。

iii 中野区介護サービス事業者連絡会PRコーナーの設置

中野区介護サービス事業者連絡会のPRコーナーを設置し、介護サービス事業者の活動を紹介するパネルや事業者パンフレットの展示を行った。

iv 介護保険制度説明会

地域包括支援センターの協力をうけ、介護保険制度のしくみや介護サービスの利用方法を紹介するDVDの上映と説明を行った。

v 認知症サポーター養成講座

区民の方が認知症についての正しい知識をもち、認知症の方やその家族などを見守る応援者となってもらえるよう、認知症サポーター養成講座を開催した。

vi 介護サービス事業所見学・体験

区内の介護サービス事業所が主催し、11月中に行うイベントや施設見学会等についてイベント情報を収集し、パンフレットを作成して区民への周知を図った。

10 介護保険部会

(1) 第6期中野区保健福祉審議会「介護保険部会」の設置

介護保険事業の充実や改善、介護保険事業計画の審議のため、平成12年7月から区長の附属機関として中野区介護保険運営協議会を設置していたが、平成19年5月、区の福祉計画との一体的検討、運営の効率化、円滑化を図るため、同協議会を廃止し保健福祉審議会に統合して検討することとした。

第6期中野区保健福祉審議会介護保険部会は、平成23年2月3日に発足し、平成22年度の介護保険運営状況、基盤整備状況についての審議や、第5期介護保険事業計画の策定に向けた付託事項について内容を審議した。また、保健福祉審議会では、平成23年10月24日に第1次答申を、平成24年3月2日に最終答申を区長に提出した。

(2) 部会員構成

部会は学識経験者、区内関係団体代表、区内事業者代表、公募区民委員で構成され、部会員の任期は3年である。

第6期保健福祉審議会介護保険部会委員名簿

(平成24年3月31日現在)

		職名等(◎部会長 ○副部会長)
学識者	岡本 多喜子	◎明治学院大学 社会学部 教授
	中村 律子	○法政大学 現代福祉学部 教授
	本間 昭	社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター センター長
関係団体	小野 武	中野区民生児童委員協議会 副会長
	高松 登	社団法人 中野区薬剤師会 副会長
	柳澤 一平	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 常務理事
	渡辺 幸康	社団法人 中野区医師会 副会長
事業者	岡田 朋子	社会福祉法人 中野区福祉サービス事業団 東中野地域包括支援センター 所長
	齊藤 稔	医療法人 健友会 介護福祉事業部長
	高山 修	東京海上日動ベターライフサービス株式会社 みずたま介護ステーション鷺ノ宮 所長
	平林 ちよ子	社会福祉法人 浄風園 特別養護老人ホーム浄風園 施設長
公募委員	高橋 和雄	区民
	安岡 真由美	区民

※敬称略

(3) 開催状況

平成 23 年度は以下のとおり開催した。

【部会開催状況】

第2回介護保険部会（平成 23 年5月 19 日（木）開催） （議題・報告事項等） 今後の介護保険部会の進め方について 中野区の介護保険事業等の状況について 中野区における介護保険をめぐる課題について 中野区の地域支えあいについて
第3回介護保険部会（平成 23 年6月 7 日（火）開催） （議題・報告事項等） 今後力点を置く介護サービスや福祉サービス等について 介護サービスに係る介護人材の確保・育成支援について
第4回介護保険部会（平成 23 年7月 12 日（火）開催） （議題・報告事項等） 健康づくりや介護予防の取組みについて 高齢者の住まいのあり方について
第5回介護保険部会（平成 23 年8月 5 日（金）開催） （議題・報告事項等） 高齢福祉・介護保険サービス意向調査の結果について 介護サービスの見込量について 保険料の段階区分・料率について
第6回介護保険部会（平成 23 年9月 8 日（木）開催） （議題・報告事項等） 地域包括支援センターについて 介護サービスの見込量について 介護保険部会報告（案）について
第7回介護保険部会（平成 23 年 11 月 30 日（水）開催） （議題・報告事項等） 中野区保健福祉総合推進計画 2012、第5期中野区介護保険事業計画 素案について 高額介護サービス費等資金貸付事業と基金の見直しについて
第8回介護保険部会（平成 24 年1月 25 日（水）開催） （議題・報告事項等） 介護保険料、段階区分・料率について

【第6期中野区保健福祉審議会全体会の開催状況】

第2回全体会（平成23年10月6日（木）開催）

（議題・報告事項等）

介護保険部会報告書（案）について

障害者部会報告書（案）について

第3回全体会（平成23年12月15日（木）開催）

（議題・報告事項等）

中野区保健福祉総合推進計画2012、第5期中野区介護保険事業計画、
第3期中野区障害福祉計画の素案について

第4回全体会（平成24年2月16日（木）開催）

（議題・報告事項等）

介護保険部会最終報告書（案）について

「中野区保健福祉総合推進計画2012（案）」「第5期中野区介護保険
事業計画（案）」「第3期中野区障害福祉計画（案）」について

補足資料

介護保険特別会計の決算状況

平成23年度介護保険特別会計歳入内訳(収入済額) (単位:円、%)

区 分	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 介護保険料	3,012,029,700	2,999,588,100	-0.4	3,005,653,700	0.2
2 使用料及び手数料	300	600	100.0	600	0.0
3 国庫支出金	3,595,184,300	3,759,942,600	4.6	3,950,301,736	5.1
1 国庫負担金	2,697,260,000	2,823,616,000	4.7	2,959,182,936	4.8
2 国庫補助金	897,924,300	936,326,600	4.3	991,118,800	5.9
1 調整交付金	757,033,000	795,788,000	5.1	847,151,000	6.5
2 地域支援事業介護予防交付金	17,668,500	16,953,600	-4.0	15,144,000	-10.7
3 地域支援事業包括・任意交付金	123,222,800	123,585,000	0.3	124,760,800	1.0
4 介護保険災害臨時特例補助金	0	0	0.0	883,000	皆増
5 介護保険事業費補助金	0	0	0.0	3,180,000	皆増
6 介護従事者臨時特例交付金	0	0	0.0	0	0.0
4 支払基金交付金	4,572,558,000	4,790,240,000	4.8	5,007,196,555	4.5
1 支払基金交付金	4,572,558,000	4,790,240,000	4.8	5,007,196,555	4.5
1 介護給付費交付金	4,551,356,000	4,769,896,000	4.8	4,985,499,555	4.5
2 地域支援事業支援交付金	21,202,000	20,344,000	-4.0	21,697,000	6.7
5 都支出金	2,330,028,650	2,442,493,320	4.8	2,500,393,400	2.4
1 都負担金	2,258,833,000	2,371,288,000	5.0	2,430,441,000	2.5
2 都補助金	71,195,650	71,205,320	0.0	69,952,400	-1.8
1 地域支援事業介護予防交付金	8,834,250	8,476,800	-4.0	7,572,000	-10.7
2 地域支援事業包括・任意交付金	61,611,400	61,792,520	0.3	62,380,400	1.0
3 介護保険事業費補助金	750,000	936,000	24.8	0	皆減
6 財産収入	9,253,315	4,659,528	-49.6	8,343,403	79.1
7 繰入金	2,762,692,642	3,016,561,567	9.2	3,182,615,062	5.5
1 一般会計繰入金	2,627,178,767	2,747,537,960	4.6	2,836,870,416	3.3
1 介護給付費繰入金	1,895,905,254	1,990,273,147	5.0	2,076,126,379	4.3
2 地域支援事業介護予防交付金	6,255,914	5,717,484	-8.6	6,012,512	5.2
3 地域支援事業包括・任意交付金	59,304,493	61,006,400	2.9	61,592,377	1.0
4 その他一般会計繰入金	665,713,106	690,540,929	3.7	693,139,148	0.4
2 基金繰入金	135,513,875	269,023,607	98.5	345,744,646	28.5
1 介護給付費準備基金繰入金	0	203,441,086	皆増	340,201,000	67.2
2 介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	135,513,875	65,582,521	-51.6	5,543,646	-91.5
8 繰越金	443,519,179	88,330,813	-80.1	51,398,899	-41.8
9 諸収入	10,233,146	5,388,530	-47.3	3,318,986	-38.4
1 延滞金加算金及び料料	374,900	415,200	10.7	820,022	97.5
1 第1号被保険者延滞金	262,900	223,200	-15.1	128,400	-42.5
2 加算金	112,000	192,000	71.4	691,622	260.2
2 預金利子	520,484	183,177	-64.8	112,770	-38.4
3 雑入	9,337,762	4,790,153	-48.7	2,386,194	-50.2
合計	16,735,499,232	17,107,205,058	2.2	17,709,222,341	3.5

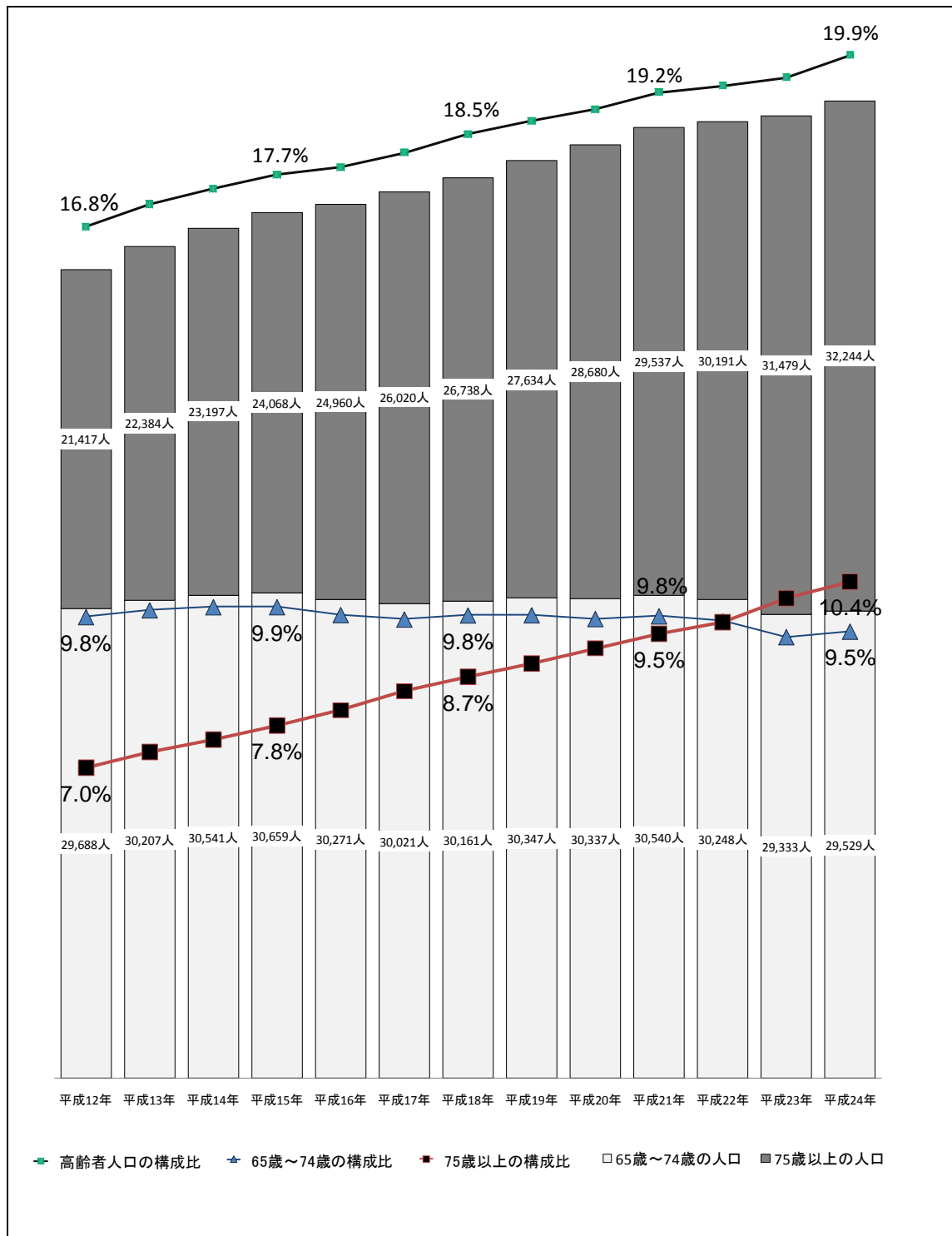
平成23年度介護保険特別会計歳出（支出済額）

（単位：円、％）

区 分	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	決算額	決算額	伸率	決算額	伸率
1 制度運営費	673,696,205	679,689,118	0.9	642,156,936	-5.5
2 保険給付費	15,174,366,716	15,932,726,358	5.0	16,612,493,183	4.3
1 保険給付費	15,174,366,716	15,932,726,358	5.0	16,612,493,183	4.3
1 保険給付費	15,147,778,971	15,904,634,953	5.0	16,582,874,083	4.3
2 審査支払費	26,587,745	28,091,405	5.7	29,619,100	5.4
3 地域支援事業費	348,480,260	351,855,778	1.0	357,241,588	1.5
介護予防事業	50,419,815	46,171,074	-8.4	48,574,300	5.2
包括・任意事業	298,060,445	305,684,704	2.6	308,667,288	1.0
4 財政安定化基金拠出金	0	0	0.0	0	0.0
5 基金積立金	140,175,727	38,545,491	-72.5	7,295,253	-81.1
6 諸支出金	310,449,511	52,989,464	-82.9	58,405,490	10.2
1 償還金及び還付加算金	310,449,511	52,989,464	-82.9	46,315,999	-12.6
2 繰出金	0	0	0.0	12,089,491	皆増
7 予備費	0	0	0.0	0	0.0
合 計	16,647,168,419	17,055,806,209	2.5	17,677,592,450	3.6

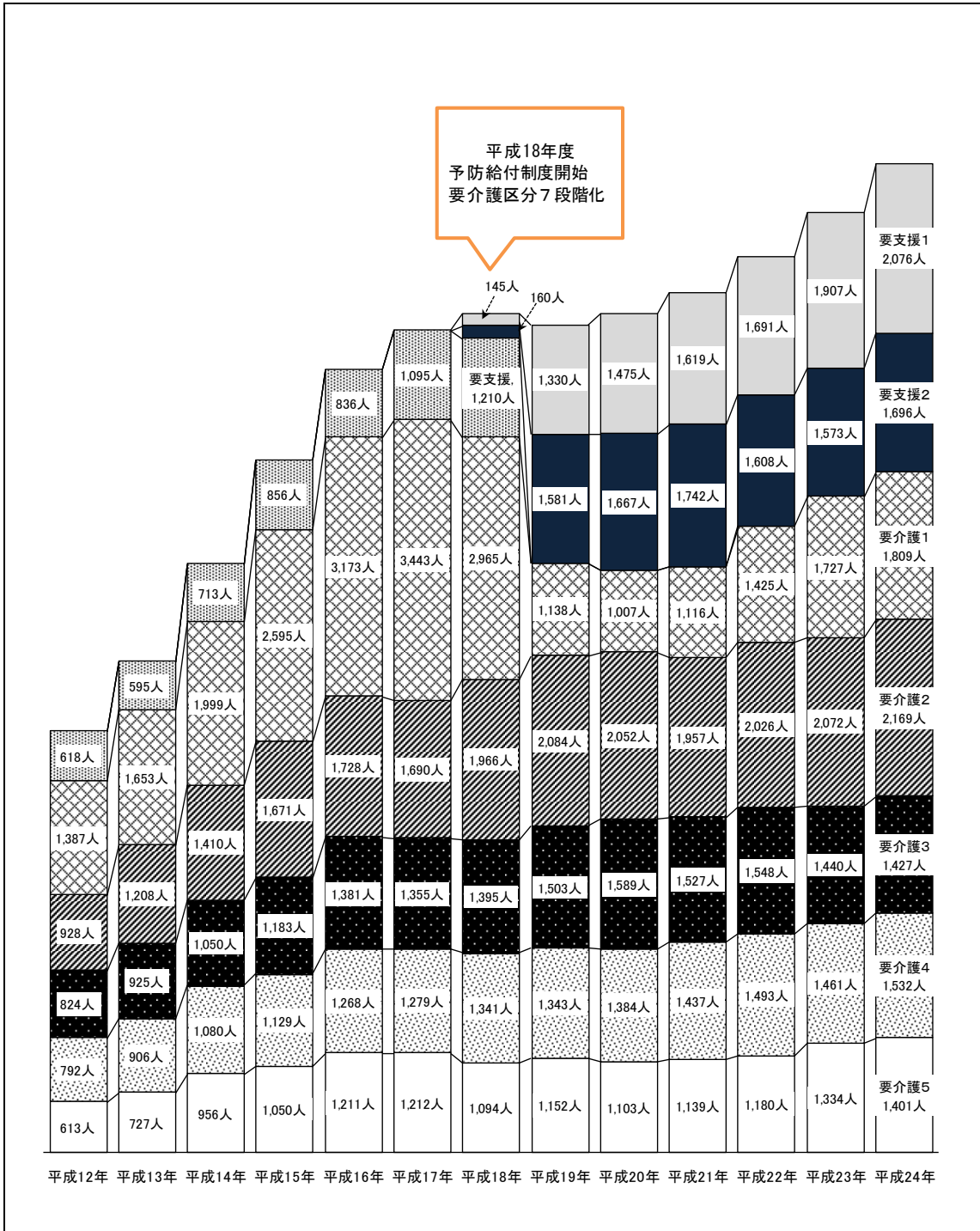
介護保険制度発足後の推移

【中野区の高齢者人口】



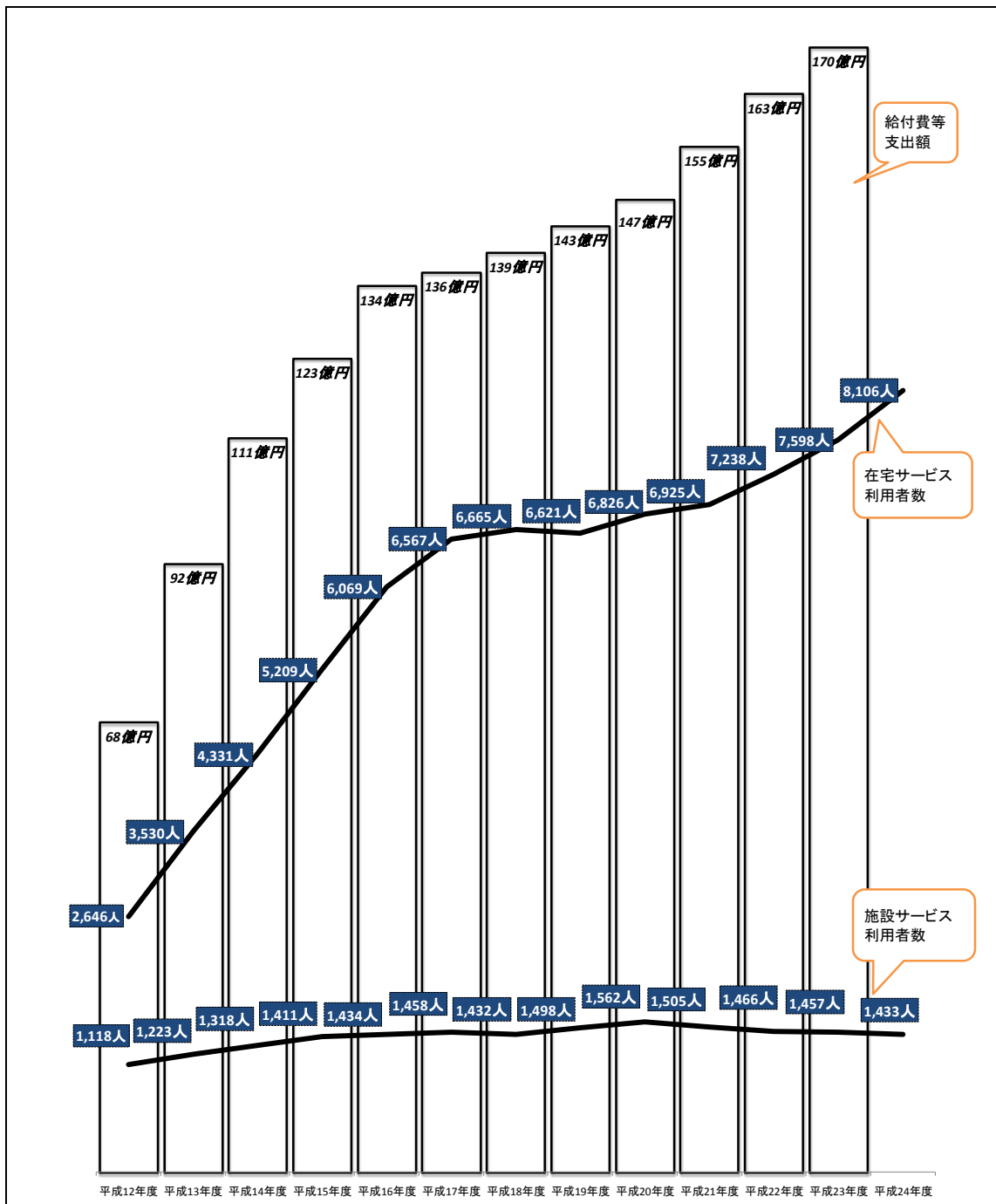
※各年4月1日現在の人口及び構成比について、各年度の中野区介護保険運営状況に記載されている数値を使用した。

【要介護・要支援認定者数】



※各年4月末日現在の認定者数について、各年度の介護保険運営状況に記載されている数値を使用した。

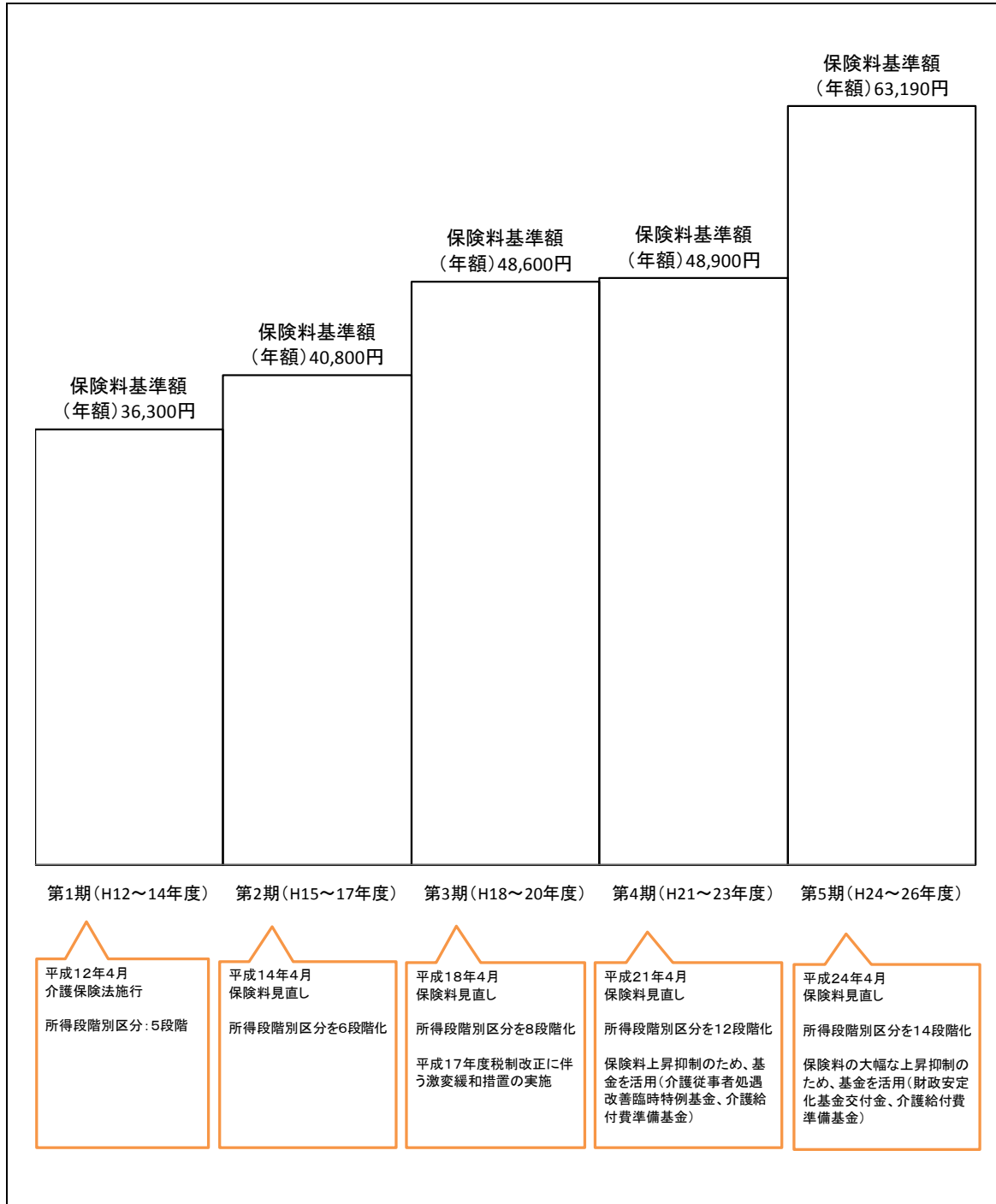
【介護サービス受給者数と保険給付費支出額】



※棒グラフ…各年度の保険給付費諸費と地域支援事業費の歳出決算額の合計数値を使用した。

※折れ線グラフ…各年4月末日現在の介護サービス受給者数について、各年度の介護保険運営状況に記載されている数値を使用した。

【介護保険料】



※保険料基準額…3年を1期とする介護保険事業計画期間ごとに、被保険者数や介護保険事業に要する経費等から勘案して設定する。

※所得段階別区分…負担能力に応じた保険料負担を求める観点から、住民税課税状況や所得に応じて段階別に区分して保険料率を設定する。

中野区介護保険の運営状況（平成23年度）

平成24年10月発行

中野区区民サービス管理部介護保険担当

24中区介第904号